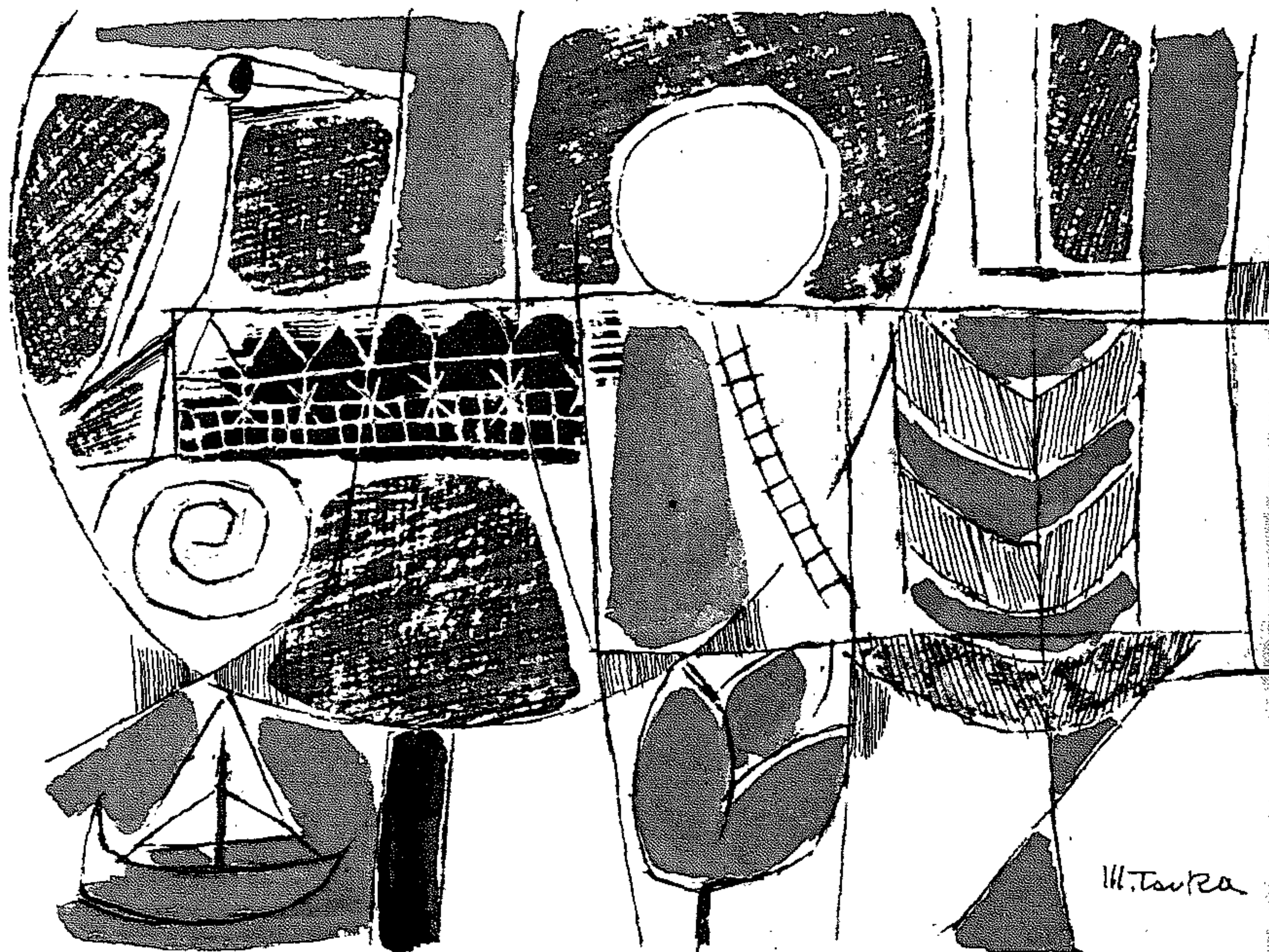


婦人少年者



- ◆第15回婦人週間
—第11回全国婦人会議の報告—
- ◆働く年少者のグループ活動について（田沢金）

5
1963

婦人少年協会

第11回全国婦人会議出席応募者の状況

第1表 都道府県別応募者数並びに話し合い参加者数		
都道府県名	応募者数	話し合い参加者数
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	116	783以上
	47	141 "
	51	462 "
	91	439 "
	63	313 "
山形 福島 茨城 栃木 群馬	18	96 "
	30	161 "
	31	232 "
	17	132 "
	24	48 "
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	49	179 "
	31	140 "
	100	370 "
	51	204 "
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	40	144 "
	110	394 "
	58	233 "
	36	134 "
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	48	220 "
	64	281 "
	56	326 "
	48	269 "
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	89	831 "
	30	154 "
	25	80 "
	71	313 "
大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	102	673 "
	108	698 "
	31	90 "
	48	167 "
徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県	60	437 "
	41	318 "
	93	675 "
	76	416 "
鹿児島県 沖縄県	62	194 "
	32	179 "
	55	519 "
	55	376 "
佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県	37	183 "
	76	368 "
佐賀県 熊本県 大分県 宮崎県	44	463 "
	58	276 "
	82	388 "
	56	304 "
鹿儿岛県 沖縄県	40	191 "
	60	258 "
	2,610	14,252以上
	計	

第2表 応募者の状況		
区 分	応 募 者 数	
総 数	2,610	
年 齢	20歳～29歳 30歳～39歳 40歳～49歳 50歳～59歳 60歳以上 不 明	335 715 762 533 112 153
学 歴	旧大・旧高・専卒 新大・短大・高卒 新師範・高女 旧新師範・高小 旧新高小・その他	171 92 232 1,100 195 46 226 48 128 372
職 業	小 計	1,320
	あ	378
	い	82
	ろ	33
配 偶 者 の 有 無	な	125
	に	147
	は	85
	に	8
子 どもの 数	な	50
	に	294
	は	118
	に	118
公 職 等	あ	900
	い	390
	ろ	1,934
	に	309
所 属 団 体	死 離 未	130
	別 婚	9
	明	170
	不 明	367
公 職 等	小 計	1,914
	1	242
	2	594
	3	541
所 属 団 体	4	274
	5	161
	6	102
	人 以 上	102
公 職 等	な	283
	に	413
	は	556
	に	171
所 属 団 体	公 団 体 役 職 員	385
	な	1,069
	に	1,025
	明	1,802
所 属 団 体	あ	247
	な	561
	に	
	明	

(注) 「公職等」のあるものには公職と団体役員とを兼ねるものがあるので、その合計は応募者総数と一致しない。



婦人と年少者 十一巻五号 目次

——第十一回全国婦人会議報告のページ——

社会的良心と わが家精神 …… 我妻 栄 …… 2

社会的良心と婦人の役割について …… 5

第十一回全国婦人会議の概況 …… 6

西独婦人大臣婦人週間のために来日 …… 15

勤労青少年の福祉の増進について…年少労働課 …… 16

働く年少者の グループ活動について…安井辰雄 …… 18

〈働く年少者を囲む座談会〉

松阪市福祉委員会の活動…山川種雄 …… 23

「カウニングセラリング技術」講④…畔上久雄 …… 24

（資）（料）（室） …… 25

電気機械器具製造業における 年少労働者の労働実態について …… 25

労組婦人の問題点（労組婦人懇談会より） …… 28

婦人界のうごき …… 30

働く婦人と年少者の法律問題⑤ …… 31

婦人労働関係資料の紹介 …… 32

女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額 …… 表紙 3

◇第十一回全国婦人会議出席応募者状況 …… 表紙 2

◇婦人少年局ニュース …… 表紙 3

表紙・扉 …… 塚谷政義



社会的良心とわが家精神

我妻 栄

◇わが家精神の発展的解消

ことしもまた桜の花の季節がやってまいりました。大勢の人たちが公園や観光地に押しかけております。この花見の季節になりますと、私はいつも感じるのですが、われわれ日本人は、お花見にどうしてこういうばか騒ぎをするのだろうか。大勢集まって酒を飲んだり、物を食べて踊ったりして、桜の木の下は紙くずでいっぱい。そして、必ず一人か二人、枝を折って自慢げに持って歩く者がおります。われわれ日本人は、古来花を愛する国民だとうぬばれております。なるほど、長屋の縁側にも可憐な草花の鉢が並べてある。便所の中にも切り花をさしている。それなのに、その花を眺めるのに、どうして花の下をきたなくしたり、枝を折ったりするのでしょうか。

私は、これをこういうふうに解釈しているのであります。それは、日本人は、大勢いっしょに花を眺めたのでは、どうも眺めた気がしない。一本の枝でも自分の家に持ち帰って、「わが家の花」として眺めたい。花を持って帰るといふことは、花を愛すればこそその行動だと思ふのであります。そうだとすると、この愛する方法が問題だということになります。こういう行為

は花にとっても、よその人にとっても、迷惑至極なことでということに気がつかないで、もっぱらわが家本位に考えているという、その愛し方が、まさに問題とされなければならぬと思います。

そこで考えてみますと、少なくとも私も年配の者は、常にわが家本位に育てられてまいりました。家風に合うようにということが、第一に教えられたことであります。家業をはげめ、家産をおこせと教えられ、立派な行ないをすれば、家の名譽だといって喜ばれ、不都合な行為はわが家の恥だといって叱られたものです。このようにして育てられた者が、知らず知らずのうちに、社会を忘れて、わが家本位の行ないをするようになることは、むしろ自然の勢いであると言わなければなりません。

しかし、世の中が進んでまいりますと、私たちの生活状態が変わりますので、このようなわが家本位の教育は、事実、不可能になります。たとえば、団地の生活をみて、あそこに住む子供たちは、隣り近所の者がみんないっしょになって学校に行ったり、遊んだりしています。このように、隣り近所の子どもたちや、その親たちと一緒にいる時間のほうが、自分の両親と一緒にいる時間より長いというような生活の中にあ

て、自分の子どもだけを特別にしつけないとしても、それは不可能なことです。いわゆる、「あの子も、この子も自分の子」といった態度でなければ、自分の子どもさえ教育することができなくなってしまう。

しかもこれは団地だけのことでなく、程度の差こそあれ、農村においても、私たちの社会生活は非常に緊密なものになっていて、わが家だけを特別のものにしようとしても、不可能になっております。ことに、わが家の主婦が外に職場を持ち、家をよそにしなければならぬというような事情のあるときは、この要請はますます強くなります。そうすると、子どもの教育方法や教育の内容もまた、おのずから変わってこなければならぬということになります。従来の教育方針であったわが家の家風というものを、どこの家にも通用するような、普遍性のあるものになければなりません。私は、これをわが家精神の発展的解消と呼んでいるのであります。

わが家精神の発展的解消！それは何に向かって発展し、何の中に解消するのでしょうか。申すまでもありません。社会精神に向かつての発展であり、社会的良心の中への解消であります。これを、子どもの教育について言いますと、わが家の中だけで睦しみ、わが家を一歩出ると、すべての教養を忘れ、酒を飲み、規律を乱し、他人の迷惑になることを少しも気にかけないような教育をしないということです。もっと端的に言いますと、桜の花を眺めるとき、枝を折って持ち帰らなくとも、みんなといっしょに楽しめるような国民に育てることです。

今年の婦人会議に参加を希望して送られた皆さんの感想文の中に、母親たちが、手を携えて協力し、子どもの教育のために、託児所・保育所、あるいは学校

外の集団訓育などについて、いろいろの施設をつくることに苦勞しておられる報告が、圧倒的に多数みうけられました。これはまことに意義深いことであります。しかし、考えてみますと当然のことであるとも申せます。なぜなら、親がわが子を立派な者に育てたいという気持は本能的なものであります。この母親の本能が、社会生活の変化に当面したとき、教育のやり方を変えねばならないことに気づくことは、まことに自然な成り行きであるからであります。

次に、応募の感想文の中で大きな比重を占めていたものは、共同作業としての清掃のことでした。台所のゴミをきれいにし、ゴミ箱を備えよう、ゴミ捨て場を作ろう、おき地や川にゴミを捨てないようにしよう、と母親たちの活動はめざましいものであります。

今日の生活では、もはや、わが家だけをきれいにするということは不可能ですから、みなさんの行動はおのずから社会的協同作業になっていきます。元来、清掃事業というものは、市町村の行政であって、それを怠っているのでは、わが国の市町村行政は、文明国として恥かしいものであります。しかし、このことが、たまたまみなさんに社会的協同の必要を感じさせる動機になったとすれば、けがの功名とも言えるかもしれませう。しかも、みなさんのこうした協同作業は、わが家だけを清潔にしてもだめで、往来や川や公園をきれいにしなければならぬという精神を養うことになりまう。そうして、小さいときからこのような精神に育てられた子どもが成長したときに、花見に行つて公園の桜の木の下を紙くずでいっぱいにするようなことはしなくなるでありません。私はその日を待とうと思ふのであります。

このように見てまいりますと、わが家精神の発展的解消ということは、みなさんの行動の中に、すでにそ

の一步を踏み出しているのであります。

しかし、皆さん！わが家精神の発展的解消と申しましても、それが次第に実行の範囲を広げてまいりますと、いろいろな問題にぶつかることが予想され、その前途は決して手ばなしの楽観を許すものではありません。というのは、みなさんが現在実行しておられることは、その目的もそのやり方も、誰も異論のない程度のことです。それは率直に言つて、「社会的良心を生かし、育て、明るい社会生活を築くように努力する」ということの、最少限度のことです。この最少限度のことが実行に移され、成功をおさめたとき、さらに、これを拡張していくという機運が、みなさんの中に、おのずから湧きおこってくると思ひます。いや、湧きおこしていただかなければなりません。社会的良心実現のための婦人の役割というものは、それほど高く、大きいものであります。

ところが、そうなりますと、話がなかなかむずかしくなります。子どもの教育とか、清掃とかいうような、ごく身近な問題についてさえ、話し合ひはむずかしいものではないでしょうか。たとえば、新しい時代に適合した民主的な精神をもった子どもに育て上げようという機運が起こったとすると、何が民主的なのか、どうすればそれは実現できるのか、意見は容易に一致しないであります。また、清掃の問題にしても、塵芥焼却場を設けなければならぬ、川の改修が必要だ、というところになったとしましょう。どこに向かつて訴えればよいのか、誰に向かつて運動すべきなのか、町や村の政治にまで関連した、困難な問題にぶつかるだらうと思ひます。

また、皆さんの感想文のなかには、電車に乗るときに割り込みや、汽車の中の乱暴のような、いわゆる「社会の小暴力」をなくしようと強調するものもたくさんあ

りました。しかし、このことについても、その場にいる者は勇気をもてというような啓蒙的な申し合ひをされている範囲なら文句はないとしても、これを協力して実行に移すことになる、いろいろの障害、困難がおきてくることは、当然に想像されることです。

要するに、今日、みなさんが実行しておられることを、さらに拡張するに従つて、その方法はますますむずかしくなり、参加者の中に意見の相違を生ずることは、避け得ないだらうと思ひます。不心得者がいるからではありません。すべての人が善意をもって考え、信念をもって主張しても、そこに食い違ひを生ずるのです。これは、みようによつては、個人的良心と、社会的良心の衝突であります。そして、そのときみなさんは、あらためて社会的良心とは何ぞやという問題に当面することになります。そして、参加者の大多数が承認するような目的と手段が見出されないうち、脱落者を生じ、協同作業は挫折するであらう。そうなる、前進が阻まれるだけではありません。異議なく行なわれた最初の第一歩の事業さえ、根こそぎだめになる可能性が多いのです。

それなら、大多数の人が承認しなければならない社会的良心とは何か。どうしたらわかるものでしょうか。おそらく誰も答えることはできないでしょう。なぜなら、具体的な内容は、その地方地方によって異なるべきものだからであります。それぞれの地方の政治・行政・経済などの社会的事情はもとより、そこに住む人々の思想・知識・教養の程度、そして、おそらく自然的な現象にさえ影響されて、甲の村で適切であることも、そのまま乙の村で適当であるとは申せません。古今東西に通じて誤りない、万古不易の真理というものは、抽象的理念としては存在するでしょうが、具体的な内容や実現の方法としては千差万別で

す。正しいか正しくないかという判断はとてもできないことで、その地方で適切であるか、ないかを判断することがせいぜいだと思ふのです。

◆指導者の持ちたい二つの態度

さいわい、みなさんは各地区の代表者として、四日間互いに経験をもち合つて話し合う尊い機会を持たれるのです。豊富な知識を修得し、それを持ち帰り、地区の人々と活発な討議をすることによって、地域において、何が社会的良心の具体的な現われとして適当なものであるかを発見することにつとめていただきたいと思ふます。それ以外に方法はないのです。そこで、これから四日間、みなさんが討議されるについて、二つのことを御参考に供したいと思ふます。二つのことの第一は指導的地位にある者は、決して独善に陥つてはならないということです。また第二は、各人の私生活を尊重する心がけを持つべきだということです。

第一のことについて申しますと、協同意識・協同事業というものは、誰かが指導者の役割をつとめなければ、うまくいかないものであります。ところが、指導者は、ともすると、自分の考えが一番正しく、それに反対する者は社会的良心のない者だと思ひ込みやすいものです。熱心になればなるほど、実行力を持てば持つほど、そういう傾向になりがちです。私たちの家庭生活を例にとると、従来は、夫婦の間でも夫唱婦隨といつて家長の命ずるところに一家の者が唯々諾々として従い、それが最上の道徳であると考えていました。こうした習慣は今もなお、日本の婦人の間に残されており、婦人が協同作業、社会的良心を実行する場合に、多く家長的指導者の努力によって行なわれるという形を残しているのではないかと考えるのであります。そして、こうした家長的指導者の献身的な努力

は、団体的行動の始動力として、高く評価されなければならぬものであります。しかし、夫唱婦隨的な秩序は、家庭においても次第に改められ、夫と妻の同等の立場における協力による秩序が、これに代りつつあります。社会生活においても、指導者の主張によって動き出し、唯々諾々としてこれに従っていた人びとは、やがて自分の立場を意識し、自分の考えを主張するようになりまます。指導者の意見を批判し、異議を唱えるようになりまます。指導者はそれで、第一の目的を達したわけでありまます。それは子どもたちが、成長するに従つて自己にめざめ、自分を主張するのと全く同じであります。親は、このとき、子どもの成長を喜ぶとともに、子どもの自己を尊重し、その意見を取り入れて、より高いところから子どもたちを教え導く態度に切りかえなければなりません。

しかし、このことは実際問題としてはなかなかむずかしいことであります。いかにむずかしいかということとを、親の立場としては、皆さんもよく経験され、反省しておられると思いますが、社会的団体の中ではなかなか認識されないものです。しかし、指導者がこれをはっきり認識して寛容の態度に切りかえないならば、協同的な行動は必ずそこで行きづまってしまうだろうと思ふます。

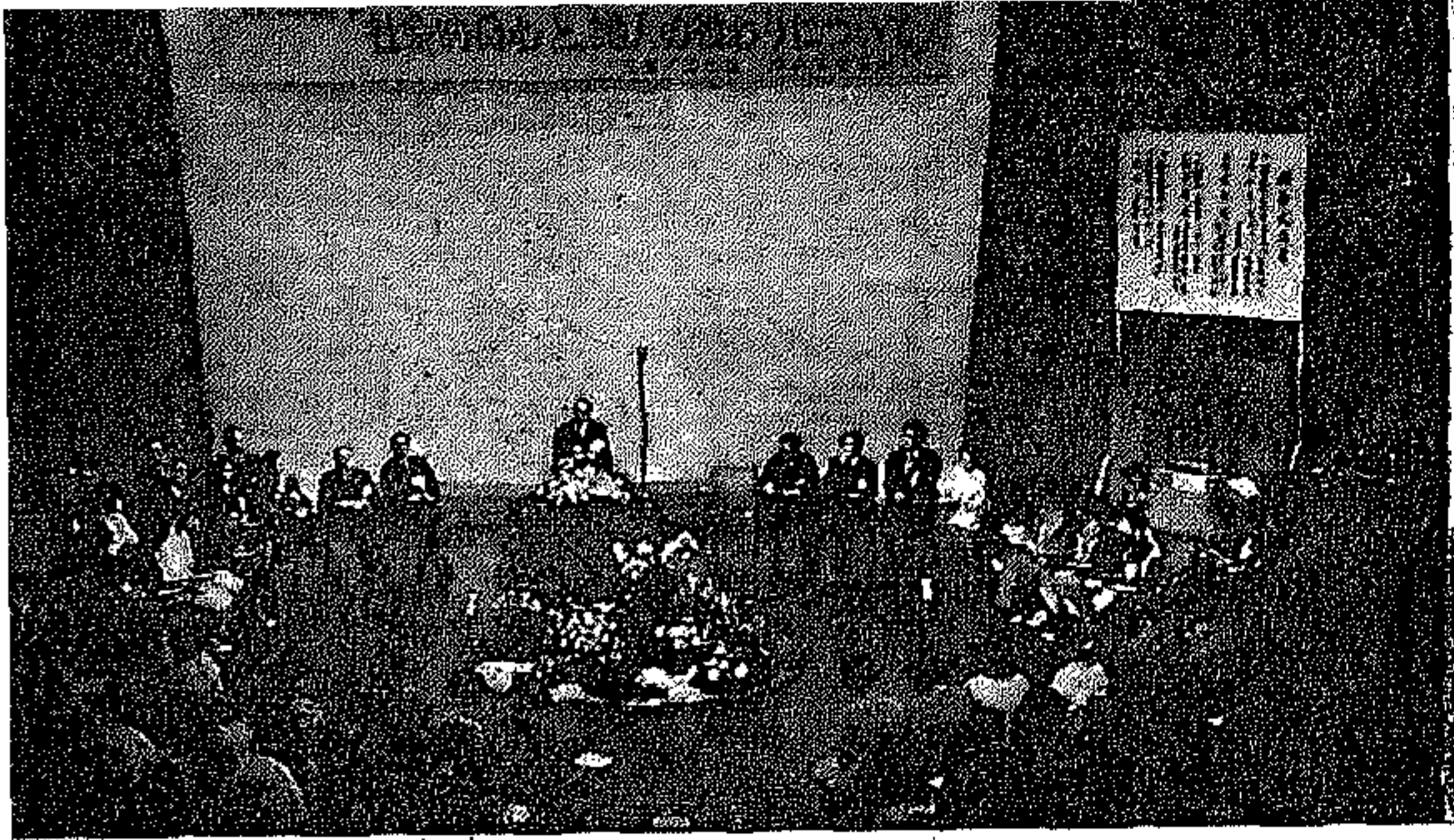
次に、第二の私生活を尊重することが大切であるという問題ですが、私たちの家庭生活はその中の人々が、それぞれ別々な気持ち・思想・感情・信念などを持つことを許さない傾向があります。最近よく言われるプライバシーですが、この言葉の意味は、秘密という消極的なものではなく、個人の心の中にある思想・感情・精神というような、いわば超個人的なものです。ところが日本の家庭生活では、親子・夫婦である以上、その思想も感情もすべて同じでなければならぬ

いと思ふやすいのであります。しかし、親子といえども、その個性は決して同じではありません。各自の個性・プライバシーを互いに尊重し合った上で、しかも緊密な結合を作るといふことは、私たちに誠には不得手であります。その最も顕著な例は、嫁と姑の関係です。こう申しただけで、私のいいたいことは十分おわかりのことと思ふます。このことは、社会的な団体の行動についても同様で、一から十まで同じ考えで、同じに行動しない者は仲間ではないと思ひがちです。社会的な協同作業というものは各自のプライバシーをおかすものではなく、互いに尊重しあつた上での団体的結合でなければならぬということが、十分意識されていないように思われます。もっとも、この問題はつきつめていくと、非常にむずかしくなります。個の独自性を尊重した上での、「全」としての結合というむずかしい問題にぶつかるからです。個と全との境界線をどこに引くべきか。先ほど、社会的良心とは何ぞやということとは非常にむずかしい問題だと申しましたが、個と全の問題は、まさにその裏表となっている問題なのであります。

しかし、みなさんがいま当面されている具体的問題について協同作業をしようとなさるときには、個と全の調和というような難かしい問題までは立ち至らないでしょう。ですから、各自のプライバシーを尊重するという心掛さえあれば、さして困難なことにはならないと思ふれます。私はそれをお願いするのです。

みなさんの後には、それぞれの地域に数知れない多くの婦人たちが待ちかまえております。どうぞ、この四日間の討議を十分意義あるものとして、多くの人々の期待にそむかないように、みなさんの心の中にたくさんのおみやげを獲得されるように希望いたします。

「婦人が社会的良心を生かし育てて明るい社会生活を築く」というテーマのもとに「みんなの社会的良心が住みよいあすを築く」というスローガンを掲げ、第十五回婦人週間は四月十日から全国的に展開された。中央行事の全国婦人会議は今年第十一回を迎え、NHKと共催で四月十日から十三日までの四日間、テーマに沿って標題の主題のもとに東京で催された。



—開会式（中央は記念講演をされる我妻暎考委員長）—

ナログラム

四月一〇日（水）産経会館

開会式 一〇時三〇分～一二時

合唱 「世界の花」

合唱 東京放送合唱団

演奏 東京放送管絃楽団

指揮 団 伊 玖 磨

外国からのメッセー

合唱 「世界の花」

部 会 一三時三〇分～一七時

話しあい

四月二一日（木）発明会館

部 会 一〇時～一七時

話しあい

ならびに一般傍聴者との質疑応答

四月二二日（金）

移動会議 九時～一二時三〇分

各種福祉施設の見学と懇談

（全議員のみ、バスによる）

四月二三日（土）NHKホール

総 会 一〇時三〇分～一二時三〇分

合唱 「世界の花」

合唱 東京放送合唱団

演奏 東京放送管絃楽団

指揮 団 伊 玖 磨

第一部

あいさつ

日本放送協会教育局長 長 浜 道 夫

経過報告

労働省婦人少年局長 高 橋 展 子

全体の話しあい

部会リーダー、全議員、傍聴者

司 会 松 田 ふ み 子

第二部

特別講演

ドイツ連邦共和国連邦保健大臣

ドクター・E・シュヴァルツハウプト女史

十二名が出席した。移動会議は社会福祉施設の見学であった。
今年は労働大臣の招待で、この週間のための特別来賓としてドイツ連邦共和国連邦保健大臣ドクター・エリザベート・シュヴァルツハウプト女史が来日出席され、総会では講演も行なわれた。
この週間へは例年世界各国から多くのメッセーが送られてくるが、今年は三十四か国から八十通が寄せられた。
会議のプログラム、部会での話し合いや移動会議の概要などを次に紹介する。

第15回 婦人週間

社会的良心と 婦人の役わりについて

第一回全国婦人会議概況

開会のことば

労働省婦人少年局長 谷 野 せ づ

あいさつ

労働大臣 大 橋 武 夫

日本放送協会会長 阿部真之助

来賓祝辞

ドイツ連邦共和国連邦保健大臣

ドクター・エリザベート・シュヴァルツハウプト女史

会議員、部会リーダー紹介

記念講演

東京大学名誉教授 我 妻 暎 考

（全国婦人会議運営委員会委員長）

演題 「変動する社会における

婦人の役わり」

アトラクション

歌 声 野 宏

演奏 吉村英世クインテッド

閉会のことば

労働省婦人少年局長 谷 野 せ づ

第一部会

この部会では、急激に変化してきている社会の中で、社会の一員としての連帯感を持ち、新しい生活秩序を育てるにはどうすればよいかについて、我妻委員長の講演の主旨である「我が家精神」を発展的に解消するという立場から、話し合いが行なわれた。

1 子供をめぐる家庭・学校・社会の問題

社会的良心は、幼児期から育てられるべきであるとして、「躰」の問題がとりあげられた。たとえば、子どもだから草花をつんだり、虫をとったりするのを許してしまふとか、車を汚さないようにと、子どもがポケットにみかんの皮をいれたのを母親のほうに床にすてさせるなど、学校でいけないと教えられたことを家庭でこわしていることが話題となり、動植物の科学的観察は必要なことで、その意味で虫をとったり花をつむこともあるが目的および動機を善悪を検討し、母親も子どもとともに勉強しなければならぬことが話しあわれた。

子どもの育て方について、両親の意見が異なる例があげられ、家族で話し合いの場を持ち、子どもの意志を尊重し、話し合いの中で、社会的良心が育つように教育すべきであるとの意見が出された。家庭と学校をつなぐ場としてのPTA活動が、本来の役割を果たしていないことなどが指摘され、その活用が問題となった。

つぎに、学校教育についての疑問が話題となり、最近受験のため、小さい時から、学校から帰ると塾通い、学校では就職組と進学組の扱いの差がひどい。また、受験勉強一点ばりのため、目ざす学校へ入学するために他の子に負けてはならないという気持ちが強くなり、みんなで協力してよい世の中をつくるということ

は、あまり教えられていないようで、こんな中で社会的良心が育つものであろうかと、強く指摘された。一方、進学もせず、就職もしない子どももいるわけで、そうした子どもは見捨てられる結果、非行におち入る例もあげられた。

ところで、働く母親の立場から見れば「塾」の必要性が強調され、「学童保育」が話題となった。最近、共稼ぎの家庭が多くなっているが、保育所は乳児を預かるものが少なく、私設「保育ママ」についての体験も話され、奉仕としてか、あるいは職業としてかが問題となった。

また、青少年の不良化が問題となり、保護司の仕事についての認識が話題にのぼった。保護司として活躍している会議員から子どもを生み放して、PTAなどの話し合いにも参加しない母親に対して、更生保護婦人会が手をさしのべ、あるいは、売春で収容された母親の子どもを暖かく見守り、入学式に参加させた例なども出た。また、「社会を明るくする運動」に保護司として参加し世論喚起につとめ、ふきんを売り、売上金で菓子を買

い、施設を慰問するなどの地味な仕事をする苦心談も話された。「ママ・ポリス」の仕事や、非行少年に対して学校が必ずしも適切な処置をとっていないことも問題となった。

県外就職している子どもにも郷土の「婦人新聞」などを送り、ささやかな善意が喜ばれている事例もあった。

精神薄弱児のための施設の必要や、その父母の会などの組織の活躍も話題となり、これらの子どもたちが、人間として生きる権利について強調された。また、精神薄弱児・身体障害者を積極的に雇用している事業場の主婦の経験も話され、弱い立場の人に手をさしのべることの必要性も強調された。

子どもの教育に関連して「マスコミ」が問題になり、社会的影響を考えない商業主義や、子どもには見せられない週刊誌を車中に置き放すなど、おとなの認識、態度についても話題となった。

おわりに、リーダーから、学校と家庭で、理想とする子どもの像に相異がみら

第一部会

リーダー 伊藤 昇(評論家)

会議員 後藤フミ(岩手)

大村とも(宮城)

田口ヨシエ(秋田)

永浜治子(栃木)

淵脇悦子(東京)

芦沢公子(山梨)

萩野初子(静岡)

猪飼愛子(滋賀)

森田尚子(奈良)

島村美沙子(鳥取)

河村チヨノ(山口)

庄野いと(徳島)

福岡チヲ(長崎)

木原朝子(宮崎)

藤井リク子(鹿児島)

第二部会

リーダー 大谷省三(東京農工大学教授)

会議員 笹沢和子(青森)

館野哲子(茨城)

山田結子(群馬)

小島薫子(神奈川)

高瀬和子(石川)

野田幾久代(福井)

宮島潤子(長野)

楠木志な(三重)

岩尾和子(大阪)

中尾寿満子(島根)

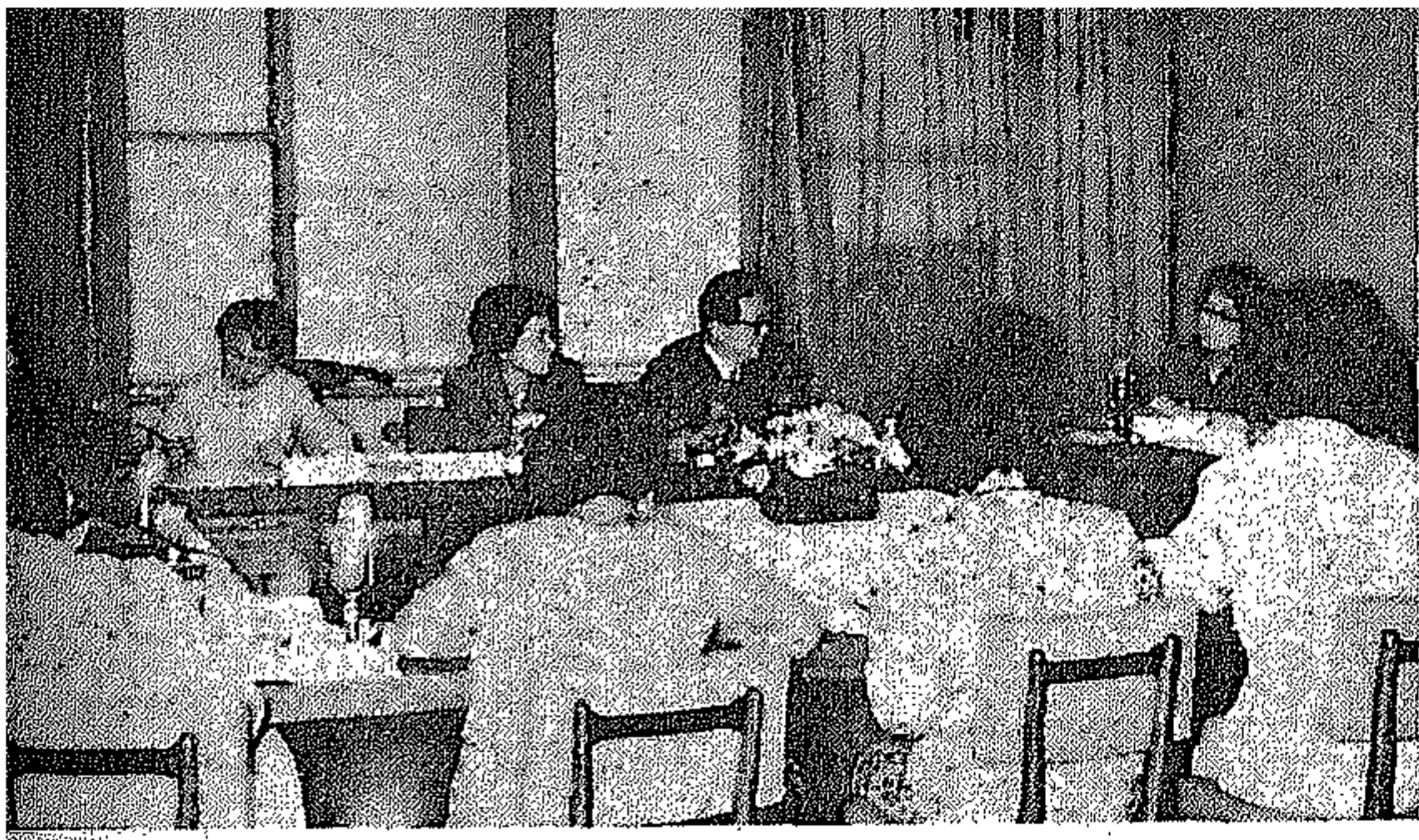
横田政代(岡山)

山田雪絵(広島)

岡林みどり(高知)

萩尾比路(福岡)

松本喜美子(大分)



一第一部会の状況

れるが、教育は親および子どものものであるという考えを深く自覚し、その考えに基づいて善処することが助言された。

2 地域社会と職場の諸問題

社会的によいことを進めるためには、「バス通り裏の感覚」でなく、「ベン・ケーシーの立場」から社会的正義を生かすことの必要性が、リーダーから指摘されたあと、話し合いにはいった。

農村にはまだ前近代的な生活慣習が根深く残っていて、いまでも葬式の手伝いにサラリーマンが三日も休むなどのことがら指摘され、それを改革することの困難が話題となった。

生活が豊かになり余暇がふえているのに、社会活動に参加しない婦人が多いことが指摘された。しかし、地域によっては、社会的活動に熱心な女子青年会員は嫁のもらい手がないことも問題となった。

この部会には、雇用されて働く婦人はいなかったが、内職をしている人、内職を出す業主の妻もあり、内職問題が話し合われた。縫製業の内職者からは、良心的な仕事をして着やすい服をつくり、社会的にも貢献しながら自分も適正な工賃を得た例が述べられた。

文化が進むほど、ごみ・し尿・交通問題などで悩まされ、個人の力ではどうにもならなくなっている現状も出された。ごみを川に捨てるために蚊と蠅が多かったので、町ぐるみ運動を展開した例や急激に交通量がふえ、交通災害も増加した町で、安全都市宣言が行なわれ、婦人会もたち上がり町民安全の日などにトラックの運転手に安全運転の手紙をそえ、マスコット人形をおくるなど、婦人の交通道徳への関心が高まったことなども話された。

このような問題は、日本の文化のアンバランスからきており、その根底には経済の問題があり、政治的な問題につながるものが少なくなく、現状では、我々は政治に対して受け身であるが、我々自身が、政治をする立場にきりかえることが必要ではないのかとのリーダーの助言があった。

3 社会施設の確立と社会的良心を生かす道

はじめにリーダーから、「社会施設の確立、社会福祉をすすめる場合、だまっ

第三部会

リーダー 小松茂夫 (学習院大学教授)

会議員 関 キヌ (岩手)

蘇武千賀 (宮城)

大久保貞子 (山形)

菅野テフ (福島)

志満津悦子 (埼玉)

本間静江 (新潟)

安倍のぶ (富山)

江守しのぶ (福井)

若山芳子 (長野)

田中ふき子 (京都)

鈴木基子 (奈良)

佐藤文子 (島根)

立石潔子 (高知)

前田カシ子 (佐賀)

本重瑞子 (鹿児島)

第四部会

リーダー 渡辺道子 (弁護士)

会議員 岡口露子 (北海道)

岡山初子 (茨城)

篠崎てい (千葉)

阿久津秀代 (東京)

川島恵子 (富山)

加藤都子 (岐阜)

八島千代 (愛知)

船木つるゑ (兵庫)

内田充子 (和歌山)

村上幸子 (広島)

田辺静子 (山口)

谷本ハルミ (香川)

宮内美代野 (愛媛)

江崎佐規 (福岡)

木村ちずえ (熊本)

に移されてはじめて価値がある。婦人少年局調査によれば、できればもっと社会サービズ活動に参加したいと答えているものが七割あるが、活動に参加しにくい理由に「時間が無い」「適当な機会がない」という答が多い。この点、マスコミにも責任があるが、社会的良心を生かす場合の壁について話しあってはどうか」と提案され、話しあいに入った。

都市の主婦には、自分の家庭を住みよくすることだけを考える「生活設計派」が多く、社会的な関心がうすい。たとえば、夫の定年や不慮の事故による死などを考えて、どのようにそなえるかなどの点から社会保障など社会への結びつきに目を向けるようになってよいのではなにかとの意見に賛意が少なくなかった。

一方農村では、良いことをすすめる場合の壁として、選挙の際の部落推せんをはじめ、不合理なことを仕方ないものとする態度があることが問題となった。よくないことをやめるためには、タイムリングよく発言する勇気が強調された。

主婦が社会的良心に基づいて行動しようとする時、夫の職業や社会的地位への影響をおそれ活動がにぶる例もあげられた。また、社会的な仕事を一つ引き受けると、他の仕事もつきからつきへ頼まれ、家事がおろそかになるというなやみ、主婦自身の知識の乏しき、家庭の経済力の低さなど、主婦自身や家庭の中の壁も話題となった。

いろいろと壁は多いが、現状では政治・経済・文化から忘れられている人たちが少なくなく、どのように手をさしのべたらよいか問題になった。精神薄弱者への対策は国家や、慈善事業をまわって、というわけにいかず、すぐにも手をさしあぐることが必要であるが、これについて、婦人が小グループの活動組織をつくり、福祉協議会、福祉事務所と連絡をつけ活動するうちに、男の人たちも黙っていられなくなり、農協、町役場などが動くようになり、施設ができ、資金も町や市の予算に計上されるようになったという例ものべられた。ハンディキャップのある人の正当な生きる権利を認識し、その対策を国が進めることの必要が強調された。

社会的良心は、人類愛、平和の問題にもつながるとの立場からむすこを戦死させた人からは、子どもの生命をうばうような政治にならないように、婦人は力を合わせなければならぬとの発言もあった。

最後に、社会的良心を生かし社会的活動を行なう場合に、行政当局にぶつかる例も少なくない、また、我々の日常生活は目に見えない社会の因習に監視されている、たとえば「あいつはものずきだ」「すいきょうだ」「女のくせに」「売名だ」「出しゃばりだ」「馬鹿正直だ」等々、いろいろの壁が多いが、先ず、ものごとを正確に知る知性を身につけること

と、感覚、感情だけの行為はいわゆるおめくみとなる、人間性を尊重し、権利の否定には義憤を感じる心をもたねばならぬ、めくまれぬ人も生きる権利をもたねばならぬとの立場から、社会的責任を感じ、自分たちでできないことは協議会へ、自治体へ、国へと反映することが必要だ。めくまれぬ人の問題は、社会保障が整い、施設に収容されれば終わるのではなく、心の人間的保障がなければ人は幸福にならない。これは積極的な意志によるボランティア活動につながるものであると、リーダーのまとめの言葉があった。

第一部会移動会議

第一部会は、社会福祉法人愛隣会白寿荘（目黒区上目黒）を訪問した。ここには、九種類の施設（宿泊・救護・養老・養護・保育・診療・母子寮など）があり、現在約一、五〇〇名の生活困窮者が収容されており、目的とする白寿荘は養老施設である。

まず、主な施設を見学し、そのあと養老施設の概況をうかがった。ここには、生活保護法の対象となる老人（単身者）の男七三名、女九五名が収容されている。一人当たりの経費は四、七二〇円、この六〇名は食費で一日九二円九〇銭。小づかいは一人二〇〇円で内職をしている人もいる。一室六人の共同生活で、日課

第二部会

表と週間行事表によって規律ある生活がおめくみとなる。おどりの講習、老人体操、聖書研究なども行なわれ、月一回は職員と老人との座談会を開いて、問題などの処理の機会ともしている。運営面の悩みは、年間七〇万円の赤字を生むことで、私益事業をやりたいが、本業である社会事業がおろそかになるとのけ念があるので、との話しもされていた。

御説明をきき、懇談したあと、会議員と老人との懇談も行なった。

第二部会では、会議員それぞれが地域で行なっている活動の報告を兼ねた自己紹介ののち、①社会的良心と現代社会とのつながり、②社会的良心を生かそうとする場合の障害、③社会的良心をどのように生かすか、などの問題について具体的に話し合いが進められた。

1 社会的良心と現代社会とのつながり

まず、リーダーから、会議員は、それぞれの地域で社会をよくするための種々の活動をしてきているが、各々のしていることが社会的良心と関連をもっていることに気づいたのではないかと、それは社会的良心のひろがり大きく、社会の各方面と密接に結びついている。即ち、子どもの問題、地域社会、職場、社会福

社、地方行政、選挙の問題等々であることが話された。

その中から、子どものこと、地域社会での人間関係、選挙の問題に焦点をあて、人間性を疎外する壁をどのようにくずしていつているかについて話し合いに入った。

2 社会的良心を生かそうとする場合 に対決しなければならない問題

母親の立場で

近年婦人の社会的関心の高まり、消費生活の増大などの理由から家庭外に出て働く母親が増加し、また農村では急激な兼業化に伴って、主婦が主になって農業をしなければならぬことなどから、その育児の問題は家庭内の問題にとどまらず、婦人の地位向上のうえからも、次代の成長のうえからも、社会全体の問題として、地域の婦人が社会的良心を生かして協力の手をさしのべることの必要性が認められた。この場合の大きな悩みは、保育所の不足、施設の不備、特に人員の不足と待遇の問題である。これについては、どの地域でも大きな関心がもたれており、保育所の増設、乳児保育所の設置などのため、地域での働きかけ、職場での運動など種々の活動がされていることが語られた。

ママ」として協力することが提案された。また、保育所増設を要求するため、市の予算の使途をグループで勉強し、増設の確約をとった例も出された。

非行少年の補導については、母親の立場から愛情をもって更生させた体験が話された。

そして重要なことは、これらの問題を公の施策にもっていくとともに、自分たちのこととして考え、市民による種々の活動を通して解決への努力がされなければならないと話しあわれた。

地域における人間関係

社会には、人間性を疎外する要素や人間関係がある。農村社会では、冠婚葬祭に伴う大きな支出、ほとんど一年分の収入を婚礼費用にかけること、結婚・恋愛にまつわる人間性無視などがある。これらを改めようとする時の大きな障害は、農村の人間関係、地域社会の古い共同体のあり方である。婦人はこれらのことについてどう考えているか、どう対処してきたか、徐々にではあるが改革の歩みを進めている経験が話し合われた。

まず、無益なくばりものを個人が率先して止め、部落全体として廃止することにふみきらせ、くばりものの費用を節減し、その代わり部落に積立をして共同電話を設置したことも話された。結婚費用については、どの地方でも最低二〇万円、上はきりがないという状態で、こういう慣行が戦後、また盛んになり、一層

貧困になるための協力体制を共同体自らが作り出しているような現状であるという。これに対し、子どもの結婚費用に多額の金をかけることをやめ、親自身が老後の生活を自からみることができるようまず心がけることが必要であり、それが、よし問題になる扶養、親子間のあつれきを解決する糸目となるのではないのか、子どもが成年に達すれば自分のことは自分でさせ、親は自分の老後を考え、親子の間をはっきり割り切ることが大切だとグループで話し合ったということも発表された。子どもの側からは、経済的独立と自主性をもつことが、古い人間関係をたち切って自から幸福になる要件であるという話もされた。どの場合にも、障害となる、世代による価値観の相違はあるが、基本的態度として、人間らしく生きる権利、自己の幸福を追求する態度をはっきりうち出していくことであると意見の一致をみた。しかし、あくまでも、人間としての思いやりを忘れないことが必要であろうとの注意もあった。

選挙をめぐる問題

選挙をめぐる問題として、まず、団体指導者が選挙運動をすることの可否について質問が出された。これに対し、会長としてでなく、個人の資格であるのであればかまわないのではないかという意見が出されたが、その組織の人たちが、思想や立場を同じくしている場合には問題はないが、網羅的組織の場合には、まだ

個人が確立されていない会員のいる現状では、票が会長の動きに左右される危険があるので、選挙運動をする時は、会長の地位をひいて行なうべきだという意見が多かった。

これに関連して、婦人会が集合票としてねらわれること、また、古い共同体意識から投票が強制されることなどから、婦人のひとりひとりが常に政治に目をむけて仲間とともに勉強し、自分の立場をはっきりもって投票する態度がのぞまれることが話された。公明選挙と叫ばれていながら相変わらず買収などの行為が目立つのは、たとえば、候補者が、婦人会や部落の旅行などに金一封を出す、初めは反対していても、ほかの団体などが旅行に行ったりすると、自分たちもそれにくるところにも問題がある。また、選挙になると、何かにありつこうとする、さもないが、気があつて、選挙民の側から公明選挙をくずしているように思える、その点、公明選挙の意義をよく認識し、政治に対するはつきりした目をもって、選挙の重大さをよく理解しなければならぬということが話し合われた。

このほか、現在直面している問題として、身体的に、社会的にハンディキャップをもっている子どもの問題、試験地獄の問題、家庭内の人間関係などがあげられた。

精進見をもつ家庭は、その子だけでな

く家庭全体も経済的に精神的に苦勞が多いので、婦人会でそういう家庭への援助をしている。また、子どもを暴力から守るためには、おとなの、見て見ぬふりが最もいけない。社会全体として子どもを守る態度がほしい。中学校を卒業して職業につく子どもなどに対しても、学校、家庭、社会それぞれで暖かい目をむけよう。たとえば、最後の二期になると就職する子どもは就職先がきまり、学校では三学期になれば入試組に力を入れて、就職組は真空状態となり、そこから悪い芽も芽ばえるという意見に対し、中学教師である会議員から、自分の学校では、就職・就学の各々に補習講座を設け、三学期には、就職組は就職に必要な補講をして成果をあげている例が話された。また、他の会議員からは、近くの工場に働く年少者が放置されているのに気が付き、本を貸したり、家庭に招いて一緒に料理などして指導の一助に努めているが、自分ができる範囲はごくわずかであるので、社会全体がこういう面にも手をのばしてほしいと要望もされた。ある地方では学校が遠くて通学費がかさんで困るところから、全県の婦人が結束し、教育委員会に働きかけて、通学費の補助を得るよう努力したことが語られた。試験地獄はどうしてなくならないかということは、現在子をもつ母親の大きな関心事であるが、その最も大きな原因は、社会が、能力より学歴を重視し、親は子に「えらくな

れ」ということを口には出さなくても、意識の底には強くもっている。それを改めなければ、試験地獄はなくならない、子どもの能力をみて、学問にむかない子は立派な仕事をする人になるように心がけることが大切だと意見が出された。子に対する無理な要求の中には、自分の老後の幸福を勘定に入れているのではないかと、という話から、家庭内の人間関係に発展し、そういう気持ちが長男と二、三男の差別待遇なども生む原因となる。子にもたれる考えを改めて、老後の保障のためには、一方では自分で努力し、他方は、社会の保障体制を世論形成者として作り出すよう努力することが必要であり、自主性ということが、いずれの面でも要求されることがとめられた。

3 社会的良心をどのように生かすか
婦人が社会的良心を生かすための大きな役割の一つは、母親としての子どもの教育にある。子どもが小さい時から、細かい注意をはらって、その社会的良心をつちかうようにすることである。また市民としては、積極的に社会サービス活動に参加し、やがてそれが社会制度となるよう努力していかなければならない。社会的良心を生かすために最も必要なものは勇気と力であるが、その基本は仲間作りにある。現在、自分たちのグループでは成果をあげているが、まだ組織が小さいので組織をますます広げていくことが大切だということが結論として出された。

最後に、リーダーが次のようにまとめた。
社会的良心とは、人間性を阻害するあらゆる現実の問題に対して、じっとしていられない心をもって、それに対決しようとする心の姿勢である。そして、やみがたい心で始めたことが、社会的良心を生かそうとしたことである。そういう心が社会のすみずみで火をともし、それが大きな炎となって燃え上がるところに社会の進歩があるであらう。しかし、個人がいかに良心を生かしているとしても壁にぶつかる。その壁とは、政治のあり方である。が政治というものは人間が行なうものであるから、人間が主導的に動かなければならない。そのためには確固とした生きる姿勢が必要で、それは仲間で作っていくほかはない。話し合いによる仲間作りこそ、社会的良心を生かす大きなエネルギーとなるものである。
あわれみの心に基づく行為は限界があるが、堆積して連鎖反応的に社会的良心を生かす力が出てくる。どんな小さなことでも積極的に積み重ねることが大切で、そのうえに社会的良心は育っていくのである。

容する私立養護施設である。都心からやや離れた目黒区中根町の、落ち着いた住宅街の中に三千坪の敷地をもつ古いお寺の一隅にある。まず、施設をみせていただいた。昭和三十七年十一月に最低基準が完成したものであるという。

寄付されたという本やテレビの並んだ食堂で、石井教師の説明を伺った。戦後の荒廃の中で、捨てられた戦災引揚孤児を初めて八人収容したのが昭和二十三年三月、以来一六年間に九〇人の子どもを社会に送り出したとのことである。最近孤児だけでなく、欠損家庭の子も多いとのこと、現在、最高中学三年、最低小学二年の男児二人を収容。職員は、園長のほかに保育三人、指導員一人、事務一人、栄養士一人、その他の雇用人一人という構成である。最近、特に夜間職員を一人増員するという。経費は、東京都から支給され、一人一日の食費一一円、日常諸経費三七円三銭で、衣料などは共同募金でまかなうほか、進学や修学旅行の際には、近隣の婦人がグループで自発的援助をされているという。子どもたちが大へんに明るいと、ほかからもよくいわれるが、食糧難のころ、自給自足の畑仕事を手伝わせたりして、常に与えられて生きるという生活意識を持たせないうようにして、自から立って行く気持を作ることに心をくばったといわれる。現在にはスポーツなどを通して、自信をもたせるようにしているというところであっ

第二部会移動会議

立源寺治生学園は、立源寺の住職石井隆教師が個人で経営している、男児を収

た。婦人の奉仕や社会へのアピールの仕方についても伺い、今日の見学を地方に帰っての活動に生かしていこうと誓いあつて帰途についた。

第三部会

この部会では、五つの討議テーマを掲げて話しあつた。

1 どのような行為が、社会的良心のあらわれと一般にみなされているか

まず会議員がどのような事柄と取り組んできたか、その経験が話された。

子どもの人格形成のための躾、へき地学童の通学費補助の運動、不況採炭地帯の青少年の不良化防止のための捕導、団地子ども会の育成、里子の養育等の行為、ゴミ焼却炉や保育園の設立のための活動、有色食品追放の実践運動ととりくんだ事例など。また、農村の嫁にかぶさっている因習の打破や、選挙に関する自主性の確立、あるいは情性に流れやすい職場生活からの脱却など、広範囲にわたる具体例が出された。

2 社会的良心とは何か

それぞれの地域、立場で、現実に生活を営みながら「自分のことだけを考えない」「人間は人間どうしの心を」「ヒューマニズムを生かしたい」「納得できないことはゆるさない」「社会悪に反発する心」「基本的人権の尊重」「自分も人も大切にする」「よいことをしたい」

「社会を美しく、正しいものを買いたい」という生き方をするにより、自分の周囲にさまざまな疑問や矛盾を感じ、それと対決して、前述のような行動を起こし、その過程で、これが社会的良心を生かすことだという認識をもつようになつたとのべられた。一方、常にひとり良心について考えつづけてきたという人もあり、また、良心というものは普遍的であらうかとの疑問も提出された。

何が社会的良心であるか、ということとは、年代や立場の相違によって互いに善意があり良心的であっても、話がかみ合わないことも多いが「行為の伴わない良心はナンセンス」というリーダーの言葉のとおり、自分が正しいと思う心に従つて行為をするうちに、あいまいだった形も正しい、はっきりしたものに確立していくのだということが話しあわれた。

リーダーからは、生じた疑問をゆるがせにしないこと、疑問を感じる感覚を鈍らせず、おかしいことはおかしいとすることが、社会的良心が芽ばえる最初の条件であるが、それをゆるぎないものに成熟させるには、社会的行為の媒介が必要であり、疑問の解決も行為の中で行なわれるとの助言があつた。

3 社会的良心と社会的知性とは、どのようなにかかわりあうであろうか

リーダーから、社会的良心による行為は、単に純粋な気持で行動すればよいというものではない。行為は効果をねらう

ものであり、何がよいか悪いかの判断とともに、どうすればどうなるかの判断が必要ではないかとの問題提起があつた。

ある会議員は、マスコミが、雪害など悲惨な事実を一時的には報道してもすぐに忘れてしまふが、自分たちは問題を追及し掘り下げ、よく知り、理解することによって良心のうずきを感じると、社会的良心と知性のかかわりあいの最初の問題をのべた。

また、自分の考えが、果たして世間一般に通用するものかという反省、また自分の義務感が、社会的に存在価値があるだろうかとの反省の必要についても意見がのべられた。

自然色運動に取りくんでいる会議員から、無知の間は無関心でいたが、着色した食品の害を知ったとき、この運動の意義を確信し、さらに運動の中で、なぜ有害色素を着けた商品が出回るのかを学び、そこから追放の方法と具体的に取っていくで効果をあげている話も出た。

へき地の学童の通学費補助の運動を真剣に進めている悩みに対しては、税金の使い方を勉強すべきではないかとの意見もあつた。

職場の機械化（合理化）の中で、職業的良心との相克をどうしたらよいかという切実な訴えには、主婦である人から、直接に役に立つ助言ができないのは残念だが、問題は違つても、悩みをきり聞いた他の人の経験を参考とし、同じ立場の

人と話しあつて勉強し、問題をみつめ、自ら方法を発見していくことを願うという発言があつた。

農村にあるさまざまな問題の解決については、その基にある農業経営の問題、また農業政策の問題をも知らなければと理解の上で努力しているひとりの会議員は、疑問をもったときに、その疑問を現実に即してすみちを立えていけば、必ず経済や政治の問題、選挙の問題に目がひらかれてくるといい、良心のうずきが社会的な問題へとつながり、ひらけていくことを具体的にのべた。

このような話しあいの中で「社会知らずでは社会的良心は育たない」ということが確認され、また社会を知ることによって、良心に基づく行為の方向づけがされることもわかり、幅の広い勉強をつづけようと話し合われた。

4 社会的良心と社会的行為とは、どのようなにかかわりあうであろうか

会議員は、社会的良心を持って、他に働きかけてきた場合に、必ずいろいろの壁にぶつかってきた。へき地学童の通学費補助は地方財政の貧困とぶつかり、採炭地の子どもを良くしたいとの活動は、その貧しい親の意識の低さによって効を上げず、婦人の政治活動や社会活動は、女に対する社会的偏見や家族の非合理的な圧迫に、働く婦人の問題は、多忙や同僚の無関心のために、里親は世間の無理解や無責任な好奇心により、それぞれ、

社会的良心による動きを妨害され、おしつぶされるが多かった。

中でも農村の選挙の実態は、公明選挙や自主的な投票以前の問題があり、候補者が部落推せん形で定められ、政見や公約も明らかにされず、それに疑問を表明しただけで家族にまで影響してきて、時には村八分をも覚悟しなければならぬというような厚い壁の存在についてもべられた。

ことに「人の子も、自分の子」という理想は、少なくとも学業の成績に関するかぎり、大きな壁にぶつかり、良心を眠らざるを得ない気持ちに追いこまれていく現状を認めあった。

しかし、壁にも厚いもの薄いものがあり、それを見分けながら「よき目的のため」の「よき手段」を探り、やり方を工夫して行けば、やぶる条件も生まれる。良心的であろうとする時、壁となつて立ちふさがるものを倒すことに急でありが、当初は、農家の「手間」として嫁にきた婦人が、忍従の生活の中でも、相手の人格を尊重し話し合いを続けるとともに、周囲から信頼される人となつて改善の糸口を見出していった経験がのべられた。

壁に対して、ある程度の妥協は止むをえないとしても「これだけは絶対ゆるせない」というものを、固くもち続けたいという発言もあった。

また、小児まひワクチンの問題が解決

した時の喜びが新たな意欲をよび起こし、一層確信を深めた経験から、「良心」は常に外への働きかけを求めるが、その実践の中で社会的良心へと育って行くのだとのべられた。

さらに、ひとりではどうにもならないことも、たとえば自然色運動の実践の中で、保健婦・町会議員・婦人会長・生菓子製造業者などが協力してくれるようになつて壁が取り除かれた例も話された。

組織づくりの必要性は皆が認めることであつたが、たとえ、ひとりでもまず歩き出すことで、手をつなぐといつても、はじめから何もしないで手をつなぐことはできないという、農村婦人の体験にもとづいた発言は共感をよんだ。

また、自分はただひとりで、良心的でありたいと願つて生きてきたが、そのために独善的ではなかつたかという反省もあった。

リーダーからは、「働きかけの相手方となる社会は、大なり小なり壁である。

しかも、良心に基づく行為は相手を人格としてみなければならぬ。その相手も、動かしがたい社会関係の中で生きてゐるのであるから、簡単に動かないのは当然であつて、もし相手がたやすく動かされるようならば、むしろ悲しむべきことかもしれない。せつかに成果を期待しようと思ふことが無理なのである。しかし、話しあいによつて、ある種の条件のもとでは、ある種の行動はできること

がわかつたので、不屈の忍耐の中で実力を養ひ、自分ひとりでも手をつけて、共感をよび起こし組織づくりをすることが大切」という助言があつた。

5 社会的良心を鈍らせないためには、どうすればよいか

会議中、前出の問題のほかに、子どもの教育の問題—特に義務教育でありながら、へき地で十分な教育に恵まれない児童、働く母の切実な要求でできた保育所に保育の得られぬこと、愛すべき自然の環境を失つた都会の子ども、企業規模による賃金格差、未解決部落、定時制卒業者の就職の差別扱い、農村青年男女の離村、企業合理化問題、その他社会福祉に関することなど多くの話が出された。

いずれも経済や政治との関連が強く、個人の良心や善意の無力を感じさせられるが、社会的良心による積極的行為に対する圧力にくじけず、良心を鈍らせないためには、どうすればよいであろうか。

常に実践を続けること、その中で自分をふりかへてみることに、正しい理解にもとづいて確信をもち、これはよいことなのだ、自分にいきかせていくことなどが出されたが、個人の良心はもろく、また良心とは重い荷であつて、ともすれば放棄したくなるので、同志の入りきとよび交わし、組織（婦人会、グループ、労働組合、教会など）に支えられることが大切だと話しあわれた。

さらに、良心をよびさまし、また支え

るものとしての絶対者（神）の問題も出された。一方、社会現象を正しくは捉えるために、マスコミの役割の大きいことから、正しく適確な報道が要望された。

リーダーからは、組織と良心との関係について「組織」は、良心を眠らせない機能とともに、良心をチェックする機能をもつということ、また壁について「は、外なるものだけでなく、自分のうちにもあることを考えたい」という助言があつた。

そして、「良心の道は、孤独にたえることが必要であるとともに「良心は良心を呼ぶ」のであつて、決して孤立するものではないから、ともにいくものと呼びかわし、良心の火を消さないようにしていきたい」とのリーダーの言葉で討議を終了した。

第三部会移動会議

新宿区柏木にある、東京都立の宿舎提供施設、第二淀橋寮を訪問した。

これは、生活保護を受けていた人たちが、一応の生活のめどがついた場合、保護はとりやめ、低家賃の住宅を提供して、社会復帰に必要な生活指導や訓練を行ない、自立更生させていくことを目的としている施設である。

一昨年竣工した五階建鉄筋アパートの建物には、暗いかげはみられない。

朝倉寮長の案内で、洗濯場、水洗便所

等の共同の場所を見る。近代設備の充実は、同種施設の中で随一のこと。各室の広さは大体、台所と六畳の居室、広い押し入れ、ベランダ付きで、家賃は四八〇円である。現在、四九世帯一九四名が居住し、一歳から七七歳までの人びとが生活を営んでいる。働ける者は皆働くことをモットーに妻も就業し、子供たちは学校や保育所に行き、昼間はひっそりしていた。

在寮世帯の実態と問題点について細かい説明を伺う。在寮者皆労働というが、職業の多くが失対事業就労とのこと。せめてもの生活の潤いはテレビで、六〇名が持っており、家族団らんの効果を上げているが、反面、無計画な月賦購入、精神的欠陥、内縁関係などが引きおこす問題も多く、そのための生活指導には特に力をそそがれている。また、職員は寮長ただ一人という状態であるが、各行政機関や各種の施設を十分活用し、厚生施策を積極的に講じている寮長の熱意にうたれながら、訪問時間の不足が惜しまれた。会議員からも、在寮者の親睦や自治組織、更生後の状況などについて質問が続出し、このような施設への関心を深め、ここに住むひとが一日も早く社会復帰していく日を願いながら寮を辞した。

第四部会

この部会では ①社会的良心と私たち

の生活、②社会的良心を育てるのに必要な条件、③社会的良心を生かし婦人は何ができるか、何をなすべきか、という三つの討議テーマをめぐる、体験に裏づけされた話し合いがおこなわれた。

1. 社会的良心と私たちの生活

はじめに、社会的良心について考えさせられた具体的な例を話し合い、その問題点を考えることにより、社会的良心とは何かを把握することとした。低地帯に住む人が自己負担で、家の前の道路の土盛りをして通行人の便をはかったつもりが、近くの低い土地へ雨水が流れ込むようになり、近隣には、かえって迷惑となったので、町の土木課へ連絡して、大規模な道路工事が行なわれるに至った経緯が話され、個人の善意が社会的なものにならないうこともあるという意見が出され、また、下水工事促進のため市議員に頼みに行ったが、そういう行為が一票につながる危険を感じたにもかかわらず、自分ひとりで反対する行動をとると利益にならないように思えて行動を共にした体験が話され、逆説的にいえば自分の利益にならないことをするのが社会的良心であると考えられるのではないかと、という意見なども出された。しかし、発言の多くは農村問題に集中した。農村の嫁不足の話題をきっかけに、農村を魅力的にすることが必要だと話し合われ、嫁入り、子どもの誕生などの際に多くの費用がかかることが取り上げられ、

改善の努力をしてもあつれきを生じた。あまり効果の上がらない状態が述べられ、結局、嫁の来たがらぬことの一因に、個人の考えよりも世間体を気にすることが主になると話された。人間個々の弱さが形をつくることを求め、因習化を招いたのだと指摘された。

ところで、都市、農村を問わず、世間体には拘束され、自分の心に従って行動できないような状態で、個人的良心が育ちうるかということが次に取り上げられ、家族の中で女の地位の低さ、部落差別などが話題となった。多少とも世間体に拘束される環境にある自分たちが、どういう生活の変化から社会の問題に目を向けるようになったかということでは、PTAや婦人グループなどの会合や諸活動に参加したこと、職業生活を通しての体験などが契機となっていたものが大部分であった。これらの社会活動に参加するにあたっては家族の協力を得られたものが多かったが、主婦が外で活動する場合の苦勞も出された。また、婦人がグループ活動をする場合、ひと前ではっきり発言せず、かげで不平をいう人も多く、その場合のグループリーダーの処置なども話題となったが、結局、そういう人たちは、自分でものを考えない人たちである。自分で考え、信念をもつことなしに社会的活動はできず、社会的良心は育たない、と助言された。また、しかしながら、婦人が十分に発言できないのは、

家族制度の中で皆が発言できないような環境がつくられてきたことも原因となっており、これがいかに強いかは帰ってからも十分掘り下げ勉強してほしいと助言された。

次に、外国との相違についてはとくに宗教的な基盤の問題をめぐった話しになった。

以上のように、ここでは社会的良心の発展をはばんでいるものは何かというところで話しが進められ、個人の側にも社会の側にも原因があるということが認められた。

2. 社会的良心を育てるのに必要な条件

社会的良心を育てるためには、個々にどういう心構えをもっていたらよいかということについて、まず、社会とは自分をも含めたもので、自分が社会の一員であることを認識しなければならぬという意見や、やはり連帯感をもつことが必要であり、社会的良心をもつこととは連帯感をもつことである、という意見が出された。更に、よい家庭人が必ずしもよい社会人でない、ということもあるが、個人がよい家庭人であると同時に、よい社会人であるように努力するところに連帯感が育ってくるのではないかと述べられた。ことから、話し合いは個人的良心と社会的良心についてすめられ、個人的良心がしっかりしていれば社会的良心に結びつく、というものが

と、これを否定するものと、「二通りの意見が出された。そして、個人的良心が社会的良心と結びつくためには社会にいつもつながりを持ち、社会に起こっている問題に常に目を開いていることが必要だと助言された。

ところで、個人的良心と社会的良心が結びつかない例として、家庭ではやさしい父親が社会に出ると婦人や子どもに必ずしも親切ではない、ということも話に出され、従来の教育は家のためとか、国を興すという目的を掲げて行なわれたために狭い家族愛、同窓愛、郷土愛が育ってしまったのだという意見や、男女は人間として平等であるという意識を婦人が持たなかったことが横暴な男性をつくり出したという意見、母親として子どものしつけが誤っていたという意見などが出された。子どものしつけと関連して、受験の際などわが子だけよければと考えがちな母親の態度が話題となり、自分の子どもより優秀なのに、家庭が貧しく高校進学を断念した例などが話され、社会機構の問題に話し合いが進展した。育英資金制度、定時制高校などが貧しい家庭の子どもにも道を開いてはいるが、それによっても救われない場合もあることが話し合われた。今年、全国で大きくとりあげられた高校入学問題に対しては、婦人たちが団結して地方公共団体に働きかけて新しく高校を増設した実例も出され、また母親が必死になって子どもを進

学させようとするのは社会機構が学歴・

学閥を尊重するからで、婦人自身の自覚を高めると共に社会機構についても考えられなければならないという意見、自分の子どもに公立や国立の学校を選ばせたのは、学閥を考慮したためばかりでなく、経費が安くすむという点も切実であったのだという意見などが出された。

ここでリーダーから、憲法は私たちに密接な関係があるが、社会機構を改良するといっても二五歩にいう福祉国家を実現するという目安をたてる必要があるであり、一步一步、よくするにはどうしたらよいかを考えよう、と助言された。

これに対し、社会のしくみをよくするためには選挙権を有効に使うことが大切で、ちょうど地方選挙の時期にあることから、いろいろ具体的事例が話された。因習の強い土地がらでは「出たい人より出したい人」というスローガンが実現され難いこと、公明選挙運動も十分な成果をあげられないこと、婦人の中にも、意識が低く利用されてしまう人も多いので、前から勉強し、選挙権を立派に行使することにより政治をよくするよう、自覚したいと話し合われた。

3 社会的良心を生かし婦人は何ができるか、何をなすべきか

まず、次の世代の育成のために何ができるか、何をなすべきか、が取り上げられ、小学校に備え付けのかさがなく、雨が降りだすと子どもたちは放射能が含ま

れているかもしれない雨にぬれて帰って

いく状態をみかねて、母親たちに呼びかけ、ぞうきんをつくり、その売上げでかさを備えた体験が話され、こういう母親たちの結びつきが子どもたちの手もつなぐことになる話され、また、身体障害者など気の毒な人たちにに対し「無関心の関心」を抱くように、つまり、おせっかいにならずしかも、わからぬところで気を配るようにしつづけたという意見などが述べられた。そして、無関心の関心の根底にあるものが掘り下げられ、同じ人間だというヒューマニズム、人間尊重の精神が大切であり、母親自身が人間尊重の立場に立って初めてそのように子どものしつけができるのだと話し合われた。母親が狭い気持ちからぬけ出すためには話し合いをするとか、講演会を開くなど広い識見をもつことが必要であると述べられたが「母親が狭いところからぬけ出るのは、自分自身との大変な闘いであり、生き方の問題となる。母親がいっしょけんめいに生活しているという態度が、子どもに尊いものを教える」と助言された。

次に、身近なところから明るい社会を実現するためには何ができるか、が話し合われ、乳児院、養老院などの社会施設に役立つことなどが話題となったが、社会施設関係者である会議員や伊勢湾台風被災者である会議員から、援助を受けることがありがた迷惑になるような事例一

つくるわねば利用できないような衣類を贈られたり、自分が感冒にかかっているのに乳児院を訪問するなどが挙げられ、単なるあわれみに発した行為ではから回りしてしまうことが認識された。そして、あわれみからでなく社会正義から発することが必要である、あるいは「善意」にも客観性が必要である、などの意見も出たが、自分の地域で何が本当に問題かを掘りし、それと取りくんでいくことが前提であり、そのためには広い意味の勉強が必要だと話し合われ、重ねて、一つの実践をするたびに皆と話し合い、次の実践に役立てることが必要だと助言された。

また、社会施設への個人的援助などでは解決できないのではないかとという意見が出され、婦人たちのグループがその根本を掘り下げてほしい、国や市町村に働きかける、などの意見も述べられたが、養老院の現状が話題となり、なぜ、もっとよい施設が国家の力で建たないかということが取り上げられ、再び、選挙に話題が集まった。そして「選挙民の意識と相まって、選挙制度そのものについて学ばねばならないのではないか。制度に欠陥があればこれを是正する運動を起こさなければならぬ。なぜならば、福祉国家をつくるには政治を、したがって選挙について考えなければならぬのだから。そして社会保障が完備してもなお補うべきものもあり、これを行なうのが婦人会

等のボランティアサービスである。これは社会正義に立つ社会活動である」と助言された。

最後にリーダーから、私たちにあって、自分自身が自分の人生にとりくんでいくという心構えが最も必要である。そこから本当の自主性が育っていく。社会的良心を生かしていくのは勇気がいることであるから、自主性が真に確立されていなければならない。こういう生き方をしている自分がかこむ社会、国家の問題に目を開かざるを得なくなる。こうして問題を把握し、一方では周囲の人に働きかけてグループをつくり、グループの中では謙遜と寛容の精神を保って話し合いを重ね、自分自身を問題につけて自分を育てて行くことが必要である。そういう生き方が社会的良心を育てていくこととなり、さらに、子どもも母親の真剣な態度を学びとる。狭い自分と闘い、学び、実践していくことが必要である、という助言があつて部会を終了した。

第四部会移動会議

WHO善意銀行を訪問し、善意銀行設置の理由や活動の現況について説明を受け、次いで、善意を預託したり借りたりする具体的方法について質問するなど話し合った。

WHO（世界保健機関）は国際連合の仕事のうち保健衛生の分野を受け持つ

いる専門機関であるが、WHOの目的とする健康とは広く肉体的、精神的及び社会的福祉の完全な状態を意味するものであり、善意銀行はこのWHOの精神に立ち、憲章の精神をくみとって社会福祉を進めていく方策として設けられたものである。

従来は「持てるもの」から「持たざるもの」に一方的に慈善が行なわれてきたが今日では社会的連帯感に立つ対面の循環連鎖作用の善意が必要だという認識から、循環連鎖作用を意図している点に善意銀行の特徴があり、社会的連帯感については婦人週間のテーマの社会的良心と全く同じであると説明された。各人が善意を抱いていても発揮されずにおわってしまうことが多いので「いつでも」「誰でも」「いくらでも」あらゆる善意を預託するという形をとり、この善意を貸し付ける。貸付を受けるとその善意を返済することとなり、ここに第二の預託が生じ、循環連鎖作用が生ずる。いま、この善意銀行のしくみは全国的にひろがろうとしている。現在預託者は九、五〇〇余、その六割が婦人であるという。

多くの会議員は善意銀行の仕組みを聞き、自分たちの社会的良心を生かす手加かりをここにもみつけ、抱負に胸をふくらませて帰途についた。



* 西独の婦人大臣、シュヴァルトハウプト女史、婦人週間のために来日

ドイツ連邦共和国連邦保健大臣、ドクター・シュヴァルトハウプト女史

は、労働大臣の招待によって、婦人週間の特別来賓として四月七日来日され、第十一回全国婦人会議の開会式で祝辞を、また最後の総会では「変動する社会における婦人の役わり」という演題で講演をされた。

その間を縫って、婦人少年局の作成した日程により、労働大臣、婦人少年局長との正式会談、日本の婦人指導者の人々との懇談、厚生省訪問、婦人労働に関する講演会、工場視察等も行なわれた。全国婦人会議終了後には、京都、大阪、広島で視察をされるとともに、それぞれの地の婦人少年室関係の大小の会合に出席される等、多忙な日

一 程の後、四月十七日帰国の途につかれた。

エリザベート・シュヴァルトハウプト女史は、一九〇一年フランクフルトに生まれ、法律を専攻、多年にわたり判事補の位にもつかれていたが、一九五三年ドイツ連邦共和国連邦議會議員に当選、法務委員として婚姻法、刑法の改正等にも尽力され、今日に至るまで西独閣僚中唯一の婦人大臣である。

新省設置に伴う困難な問題を鮮やかに処理されてきた女史の業績は高く評価されているが、また、婦人問題への関心も深く、党内でも代議士会の婦人権問題委員会委員長であり、ドイツ大学婦人協会の会長としても婦人の地位の向上につとめられた。

前述のような経歴を持たれ、また現大臣として重責を果たされつつある女史であるが、今日の来日に当たって示された温厚な人柄、優雅な美しさは識見の高く深いこととともに、女史に接した多くの人々を魅了して忘れ得ぬものを与えた。

（総会での講演要旨は次号に掲載の予定）



勤労青少年の福祉の増進について

—— 第一九回青少年保護育成運動によせて ——

婦人少年局年少労働課

本年もまた例年のとおり去る四月一日から明年三月、

保護育成をはかるうとするものである。

末日まで、中央、各都道府県、及び各市(区)町村の青少年問題協議会の主唱のもとに関係各省、各団体及び社会一般の協力によって青少年をめぐる諸問題に対処するための啓発運動として第一九回「青少年保護育成運動」が全国に展開されている。とくに五月の一月間は「青少年保護育成運動強調月間」に指定され、強力な運動が行なわれることになっており、また、七月の法務省主催による「社会を明るくする運動」、十一月の労働省主催の「働く年少者の保護運動」等関連ある全国運動とも密接に連携して、諸行事の効果的実施をはかるものである。

この運動も本年で一九回を重ね、「青少年不良化の温床を排除し、青少年の自覚を促進するとともに、青少年の指導、保護矯正の施策を強力に実施するための啓発」をねらいとして昭和二十四年を第一回とし、毎年具体的目標をかかげている。

本年の運動目標は、

一、年少者非行の防止

二、家庭教育による公徳心の高揚

三、勤労青少年の福祉の増進

の三項目に重点をしぼり、これを中心として必要な諸方策を推進して、「国民の活力の源泉」である青少年の

実施要領

△年少者の非行の防止▽ 最近における少年非行の増加、とくに低年齢化にかんがみ、家庭・学校・地域社会・関係機関・団体等の協力によって、年少者に対する生活指導の徹底を期し、非行を未然に防止するとともに、非行少年の早期発見、指導・保護・矯正のための適正な措置を講ずる。

△家庭教育による公徳心の高揚▽ 青少年が近代市民として自覚し社会に対する責任を果たすために、その人格形成の基礎的な場である家庭において、社会の一員としての生活態度および行為の指導、とくに公徳心のかん養につとめる。

△勤労青少年の福祉の増進▽ 心身ともに成長の過程にある年少労働者の保護育成をはかることは、ますます重要となっているので、これについて企業体および社会の関心を高め、とくに中小企業に従事する勤労青少年の教養の向上、余暇利用の指導等、福祉の増進をはかる。

昨年来、池田総理は「人づくり」の急務であること、を力説され、とくに次代をになう青少年の育成を、重視すべき要務であるとし、また本年の「成人の日」に

今後における学卒者の供給見込

区分 年次別	卒業予定者数			就職希望予定者数			左の指数 (昭和38年を100とする)		
	計	中学	高校	計	中学	高校	計	中学	高校
昭和38年	3,593	2,502	1,091	1,540	888	652	100.0	100.0	100.0
39	3,377	2,435	942	1,379	832	547	89.5	93.7	83.9
40	3,502	2,364	1,138	1,482	777	705	96.2	87.5	108.1
41	3,555	2,135	1,420	1,602	668	934	104.0	75.2	143.3
42	3,398	1,947	1,451	1,548	578	970	100.5	65.1	143.8
43	3,297	1,846	1,451	1,500	519	981	97.4	58.4	151.5
44	3,110	1,740	1,370	1,383	457	926	89.8	51.5	142.0
45	2,966	1,652	1,314	1,291	401	890	84.8	45.2	137.5

(注) 資料出所 経済審議会「教育訓練小委員会報告」による。

交錯する不安を抱きながら将来の希望に燃え、それぞれの職場に就き、良き産業人・社会人たらんとし、その人生航路に第一歩を印したのである。これらの年少者と共に各職場において仕事に励み、勤労青少年を対象に、保護育成運動の第

における青年男女に与える言葉として「自ら反省し、自らを創る」とその心構えを示され、世界的な視野に立ち、気宇宏大、活眼をひらいて各国青年と相携えて祖国をになう存在となるようにと、青少年に大きな期待をかけている。青少年の健全育成の問題は、ただに首相の期待のみでなく、われわれ産業社会・成人社会に課せられた連帯責任であると考えられる。

陽春三月中学校を巣立った若人は全国で約二五〇万人と推定され、そのうち約五〇万人の年少者が同窓生と袂を分かち直ちに実社会に踏み出し、悲喜こもも

三目標にかかげる「勤労青少年の福祉の増進」について、その内容と方法を検討してみたい。

まず、年少労働者の現状はどうか、昭和三十七年一月現在、一五歳より一八歳までの雇用労働者、自主営業、農・漁村等を含め総年少労働人口は、総理府統計局労働調査報告によれば四二五万人で前年を更に二八万人と大幅に下廻り、三〇年以降における最低の数値を示している。なお、前掲の表にみるように、とくに今後の中学卒業予定者並びに就職希望予定者数からみて年少労働者の供給見込は、昭和三十八年をピークに逐年通減の傾向をたどり、高校進学率の上昇と相まってますます新規中卒者の年少労働力の確保は困難になるものと予想される。

また、労働基準法適用事業所に就労している年少労働者数は約一三五万人で、企業別就業状況は一〇〇人未満の中小規模事業所に働く年少者は全体の五九・六%が就労している。一方、就業状況を業種別にみると機械器具工業の二九万六千人、紡織業二二万七千人等を含む製造業に九四万八千人が就業し、全体の七〇・二%を占めている。ついで数多く就業している業種は商業の二五万九千人（一九・二%）で、この製造業と商業の両者に年少者の九割が就業している。

以上の現状から年少者が中小企業に多数就労し、その大部分が製造業・商業に従事していることによつて、企業内の年少労働者に対する労働条件の向上、職場環境の整備、善き人間関係の確立、余暇の善用等の福祉の問題が提起されるゆえんである。

中小企業は一般的に大企業に比べて賃金を始め労働時間・休日・安全衛生等の労働条件の立ち遅れが見られ、且つ従業員のための福祉施設が乏しいため実質的には更に大きくへだたっている。年少者を雇用するに当たつての最大の配慮は、(一)社会的に納得のゆく高さ

と安定性のある労働条件の実現、(二)青少年の特質を配慮した福祉施設の設定と福祉増進の機会の付与、(三)青少年の努力次第で明るい将来を実現できる期待の付与、の三項目をあげることができよう。しかし、このことは言い易いが、企業自体の実情によってなかなか実現困難な問題である。

一事業所の努力もさることながら、個々事業所の相互協力によつて商店街等で急速に実現をみた業者間協定による最低賃金制度、一せいで閉店、一せいで週休制の実施、中小企業退職金共済制度への加入、失業保険事務組合の結成、共同宿舎・共同給食施設の設定等は一つのあらわれであり、企業自体が自主的に、また共同の努力によつて着実に実現可能なものから手がけてゆく熱意と実行力が強く望まれるものである。

年少者を使用し、且つ彼等の福祉を進めるに当たっては、年少者の特質を良く理解しながら行なわなければならない。

年少者は、いわゆる青年中期（一四、五歳～一七、八歳）で心身ともに成長への過渡期であり、体の發育と心の変化する時であつて、本人の天性はもとより従来の成長過程、生活環境等によつて個人差はあるものの、一般的傾向として次のような特性を有するものである。(一)感情が繊細で純心、(二)外界の権威に対し反抗的・否定的・批判的、(三)自我意識で物事を判断、(四)性急で情熱的、(五)理想に対し憧憬的、(六)感情表現がぎこちない、(七)異性に対する関心が高まる、等の特質が考えられる。なお、年少者に対しては相手の人格を認め、深い愛情と暖かい指導をもつて接することは言うまでもないことである。

福祉増進の活動は多岐にわたっており、労働条件の向上、労働環境の改善、職場における良き人間関係・生活相談・職業相談等の相談業務、年少者の仲間づく

り・グループ活動の指導援助、労働条件の向上、福祉施設の設定、店員講座、青年学級等の設置運営、レクリエーションの実施等、があげられる。

日常職場における事業主の細心な配慮、監督者の暖かい指導、先輩の思い遣りなどがどれ程年少者を勇気づけることか。とくに今頃は、この春新しく就職した多感な年少者が、実社会への未経験から理想と現実の相違に幻滅を感じ、心の動揺から離職に走る最も危険な時で、とくに地方から都心に就職した年少者は環境の激変と心細さに加え、激励を受けた郷土の人々との板ばさみとなつて煩悶の毎日を送る者も少なくない。このような時に気易く親身になつて相談にのれる監督者・先輩がいることはどんなにか年少者にとって心強いことであろう。そのためには職場においてお互に信頼感を持つ明るい雰囲気醸成こそ最も必要であり、離職への道を未然に防止し、ひいては非行への移行を防ぐよすがともなるのである。

年少者はまた、同年輩の友人を得ることに強い欲求を持っている。良い仲間づくり、グループ活動の推進は彼等の視野を広め、切磋琢磨の精神を培うものであり、とくにグループのリーダーとなつた年少者は、自己の責任を感じるとともに仲間の個々の気持を洞察する力と思ひ遣りの精神を養い、人間的に成長することができ。ここにおいて、このような場として利用できる福祉施設の問題が生じる。現在、余暇善用の施設は、勤労青少年ホーム、青年の家、公民館等の公共施設は未だその数も少なく、国は勿論のこと地方公共団体、民間が一致協力してこの種施設の増設を図り年少労働者の不良有環境からの影響を未然に防止することに努めなければならない。

次に年少労働者の教育訓練の問題である。彼等は家

ープ活動について

3月20日 労働省において—

庭その他の事情により進学を断念して職場に入った関係から機会があれば一般教養を習得し、職業知識を吸収したいという意欲が旺盛である。また、企業経営の上から言っても、労働者の一人一人が教養を高め、職業知識を向上させることは本人の人間形成に役立つとともに、企業発展にも寄与するもので、一般教養として定時制高校・通信教育・青年学級等、職業教育として職業訓練・店員学級・店員講座等の機会を積極的に

渡辺 働く年少者は将来、社会の中堅として日本の産業を背負って立つべき方々で、私共は、働く年少者が、心身ともに健やかに、立派な産業人、社会人となられるよう行政の立場からいろいろと心を砕いておるわけです。この懇談会もそうした意味のもとに開いたものでして、グループ活動が若い方々の勤労生活の充実のために、また、その人間形成のために、非常に有益であるという

与えることが必要である。また同時に発育盛りの健康保持のためスポーツの励行を忘れてはならない。中小企業の年少労働者の福祉の増進と、企業発展のために労働省では、昭和三年から「年少労働者福祉員制度」を設けたが、事業主の理解と中小企業団体の協力によって福祉員数も現在一万七千名に達し、今後は福祉員の資質を更に高めるとともに幅の広い深みのある年少者の福祉活動をより一層活発化するため力を

注ぐことになった。「青少年保護育成運動」の趣旨・目標が国の末端まで浸透することは勿論、年若いうちから社会の第一線に働かねばならない青少年のための福祉の増進は、早期具体的な実現が最も大切であり、関係機関・民間団体・地域社会の相互協力によって始めて達成されるもので、要は大人の社会的責任と言っても過言ではないと思う。(年少労働課課長補佐 中村知弥)

◇まず歌うことから



安井氏

司会 あまりかたくならないで、一つ忌憚のない意見を伺わせて頂きたいのです。いま課長さんからお話しがありまして、たように、労働省としては、皆さんのあとにつく年少労働者の方々のためにグループ活動

をすることによって、職場を充実させ、そのことによつて人間形成

をしたい。また、社会を明るくしたいという、大きなねらいがあるわけです。皆さんはグループで何かはじめる時、歌をうたうでしょう。で、皆さんのグループではどんな歌をうたいますか。

若狭 僕らのグループでは「しあわせの歌」と「祝えこの日」をうたいます。(以下各グループでよくうたわれている歌と

して、しあわせの歌(4)、母さんの歌(2)、カチューシャ、祝えこの日、青年の歌、若者よ、ボイスカウト連盟歌、青年ホームの歌(各1)があげられた。また、何もうたわないと述べた者が二人あった。

司会 「しあわせの歌」が一番多いんですね。それから「母さんの歌」。この二つをうたってみましょうかね。まず「しあわせの歌」をホープフレンドの若狭君一つ、リードしてみてください。(一同斉唱、つづいて岸本君のリードで「母さんの歌」を斉唱)

司会 みんなで歌をうたう時、歌えない人があったら、どうしますか。

大槻 あまり上手な人がリードすると、皆ついてこないんです。それで、僕なんか下手な方ですが、一小節ずつやっていくんです。それに、歌の内容をよく知ってもらうようにしています。

司会 私のいった意味は、皆がうたっていますね、その中で三分の一ぐらい歌えない人がある。そのような時どうするかということなんです。私はハミングで

出席者

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 大槻 勝美 (東京青年ホーム城南支部) | 吉沢美津子 (日立電有工場文化体育会手芸部) |
| 瀬川 邦夫 (ボイスカウト東京第一三一年隊長第二隊) | 若狭 茂雄 (ホープフレンドクラブ) |
| 林 和子 (中央青年文化教室花クラス) | 藤崎 全弘 (中央青年文化教室話し方クラス) |
| 大下 健吉 (B・B・S・元千歳町三丁目青年会) | 金子 鈴子 (劇団区民劇場) |
| 鈴木 健司 (青年希望の会) | 岸本 匡博 (青年グループ) |
| (司会) | 安井 辰雄 (青梅青年の家館長) |
| (挨拶) | 渡辺 孟 (婦人少年局年少労働課長) |

やるんです。邪魔しないようにね。それから拍子をとるんです。

歌というものは、サークル活動をしていく上で、非常に大きな役割をするもの

働く年少者のグル

〈座談会〉

ですから、一つ、皆さんでいい歌をたくさん覚えてください。

◇グループ活動の効果

ところで、サークル活動は皆さん自身また、職場、家庭、社会のために、いろいろと役に立っていると思われるが、自分の場合はこんなふうに役に立っているということを具体的に話して頂きたいのです。

*自分の教養や向上のために

藤崎 僕達、青年期というのはもの見方、考え方が非常に極端らしいのですね。一つの職場などで、かたまっている、ほかから見れば小さいような問題でも、広い世間を知らないために、大きく考えてしまう、そういう場合に広い場所へ出るとプラスになる。

司会 つまり、自分の教養のために、ということですね。

岸本 僕の場合はグループ活動をはじめ、二か月ぐらいの時に、父兄がみえ、どういう会かということを見せられたのです。というのは、その方の子どもさんが中学時代にくれた、それは近所にあったよくない会に入っていたためだったそうで、そういうような悪い会なら入れるわけにはゆかないといわれたのです。



それで僕達の会は決してそんなものではないとよく説明しましたら、了解されたのですが、現在は「夜間」を出て、僕達の催しとつきあうようになりました。このごろは、会社が早く退けるので、どうしても、浅草などをうろつく者がいる。それで、ぐれないように、いい友達とつきあうように、グループに入れようとしているのです。

明くる運動に協力させて頂きました。たし、今年は、戦傷病の方々を慰安する会でも奉仕しました。何かそういうことができるということは、本当にうれしいことで、何か、ためになるんだと感じました。

司会 グループに入っているからできる。一人じゃできない。しかも演劇活動をやっているから、人生の見方なども配役を通して学べる。いいことですね。

鈴木 みんなが多少でも、人間的向上がはかれるようになると思うんです。

大下 僕の場合は、今はBBSの会に入っていますが、それまでは地域の青年会のことをやってました。墨田区は大体、平均して五人ぐらいの店員さんを抱えている零細企業が多いんですが、そういう浮かばれないような人達でも、仲の良い友達ができ、中には結婚した人もいます。

鈴木 僕の場合、サークルに入る前は全然、趣味というものがなかった。

グループにはいるうちに、詩吟のサークルがありまして、それを通して自分というものがわかってきたというか、自分はこの言葉が好きだとかいうようなことを発見しました。それに、精神的にもそういうものを続けていくためには、非常に忍耐力が必要で、それも自分に役立っていると思います。

司会 「自分を発見する」というようなことは、グループ活動を通してできる

のです。大勢の中に自分をおいてね。それを鈴木君は生々しく体験した。で、やっぱり他人というものは自分にはできないものをもっている。そういう点で、ほとんど他人から学ぶためにもグループ活動が必要ですね。

*商売の面でもプラスになった

大下 僕達の地区では、地方から出て来た人が多いからか、一般にレベルが低いのです。主人達も古いんですね、職人根性の人が多くて理解がないんです。そういう点で僕達は二年間、地方から出て来た人と一緒にやって来た経験がいろいろと役に立った。商売の面でもプラスになっていますか、そういうものも……。

司会 商売にプラスになったというのはどういう点ですか？

大下 お得意さんの目から見れば僕が大部分、人間的に変わったといわれるのです。

司会 お得意の信用を博したんですね。そりゃ、収穫が大きいですね。

林 私の場合は生花のグループで、お手伝いさんなど多いのですが、そういう人達にまじって、お花のけいをするのは、何だかはずかしい気もしましたが、今では何でもはずかしがらずにするようになりました。

司会 つまり、グループ活動で劣等感を克服できたということですね。

瀬川 僕の方の会社では毎年、中卒を三十人位とるのですが、中卒だけでは、皆

劣等感をもっていて、精神的にも、肉体的にも未熟なところがありますので、会社である方針をきめまして、ボーイスカウトに全員入隊させ、毎年、訓練を一年間だけ、会社の時間で受けまして……。毎週二時間ないし三時間、午後三時に開いて、一週間に一回ずつ、集会を開いて、ソングを習ったり、その他、いろいろな教育を受け、また、一日何回でもいいから、善行、例えば、電車に乗って、席をゆずるといふようなことをすることを教えます。こうして、一年過ぎて、会社の方から残りたければのこってもらいたいという話で、僕はリーダー講習会というのを受けて、三十五年にリーダーの資格をもらいました。それから、ずっと後輩の指導をしています。僕等としては、十七、八歳で、人の上に立つというところは、年も近いし、最初の中はなめられもするし……。でも、去年あたりから自分でもどうにか自信ができました。リーダーはまず、最初、その人達の気持ちになるということです。

司会 自信がもてたということは大切なことですね。これを掴むかつかまないと、前途が開けたりふさがったりする。ところで、自信がもてるということとは一体どういうことなのでしょうかね。君の場合、何回も失敗しましたね。

瀬川 はい、それで次にはこういうふうにしたら皆がついてきてくれるのではないか、というふうにいるる工夫するわけです。先輩が指導している時と、隊長が指導している時では、皆の目の向き方がちがうのです。そういうことのないように僕達いろいろやっています。皆の注意をひくような会話、脱線的なことを時々いたりして。それでもいいのではないかと思うんです。こういうふうな、だんだん自分で経験を積んでいくことだと思ふんです。

司会 やはり、技術というものは人間を支えていくものだと思います。何回も失敗して技術が確実になるわけでしょう。それから対人態度、そういうものは知らず知らずのうちに自分を作ります。社会教育でよくいう「経験学習」ということ。これは、アメリカのジョン・デューイなんかがいっていることで、learning by doing ということ、為すことによつて学ぶということだが、学校教育を終わつたあと、特に大切ですね。何度もしくじったあとで自信がついてくる。技術も知識もなしでは自信というものではない。失敗は自分を作るという意味で、貴重な経験でしたね。

*その他の効用

司会 いろいろグループの効用が出ましたが、ほかにまだありますか。

若狭 中学を出て、東京に勤めにくいて上の学校に行きたくても行けない人が通信教育に入っているわけですが、その仲間たちの会があります。仕事はいくらでもきても学校へ行けなかったばかりに、

下っ端のことばかりやるという劣等感があまりにも強いという人達です。そういうことを仲間達で話し合うことによつて、お互いにグチをいわないで、じっと我慢して実力をつけていこうということ、が身につけられたことは大きなことだと思つています。結局、視野のひろい人になろうということが問題で、僕自身、当時はとても、あわて者だったのですが、ね。(笑)今では、人の上に立つようになりましたから、ゆっくり考えて常に皆の気持ちを考えるようになりました。職場の後輩達の話をきいてやれるという態度、それから、僕は外へ出て商売しますから、それがお客さんとの話の場合にも役立っています。

司会 中学校を出ただけの人は確かに劣等感をもっていますね。でも学歴が最終の目的ではない、人間として形成されていることが大切なので、そこさえ、しっかり認識すれば劣等感はなくなっていく。それから、若狭君はもう一ついいことをいいましたね。仲間と話さうということ、何でも話さうことのできる仲間があるということ、そして、話すことによつて、ホッとすると、それがグループ活動の尊さではないかな。それから、皆の気持ちをきいてやれるということ、これはリーダーとして尊い経験なのですね。

自分自身を発見したとか、職場や地域社会のために役立ったとか、どれも貴重な体験ばかりです。そこで、家庭へプラ

スになったという例はないでしょうか。青沢 私達、自分の趣味を伸ばすという意味で手芸をやっているのです。これは根気のいることで、お互いに教え合ったりするのですが、それが、職場でのお互いの仕事の上にも関連して、スムーズになつてくるし、また、家に帰ってから家の仕事も手伝うようになり、また、むだづかいもしなくなりました。

司会 むだづかいをしなくなった。これは、目的をもって活動してるから、それに使うためにお金がいるので、余計なことに使わなくなるということでしょう。自分達の生活にも、目標をもたねばならない。これは大切なことです。

林 私の場合、少しでも上手になりたいという気持ちがありますし、そのためには、忍耐ということが大切です。

藤崎 僕の場合、全然、人の前でしゃべれなかったのが、ようやくこの程度な言えるようになりました。(笑)

若狭 ぼくら、機関紙を出しているのですが、前は書くということが大きらいだったのが、リーダーとなると自分が書いていかないと、皆が書いてくれないので、どうしても書くということ、書けるようになったといえます。

司会 書くということによつて、自分の意志が客観化されるということ、つまり、話すことと同じですね。

岸本 僕らの方でも落書帳というのがあって、じょうだんでも、何でも書き

いことを書いて順番に回しています。

司会 それは楽しいことですね。ではこの辺で次のテーマに移りましょうか。

◇グループ活動で苦労したこと

皆さんは今希望をもってグループ活動をつづけておられるわけですが、こうなる前にはいろいろ苦労されたと思います。そういう点について、一つ。

大槻 ぼくは、今日はこうして背広を着てきましたが、実は一年に二、三回しか着ないです。というのは、サークルで一番年少者が気にするのは着物のことです。彼等は学生服で来ますので、皆が背広を着ていると劣等感をもちますから、僕はいつも作業服でいくことにしています。最初は皆によくからかわれました。「残すだらうな」って。(笑)

鈴木 僕たち、財政の都合でいつも同じような講師しか招くことができなかった、そのため、だんだん、あきが来て、集まりも悪くなっていくのです。会員は百人位ですけれど、常時出席するのは三十人位です。会の時間を変更してみても同じです。どこかに欠陥があるのではないかと思つて、いろいろ話し合つていくようにしています。

林 私達、先生からは活け花しか習えない。他のクラスの先生とも人生観などについてお話ししたいと思つても、なかなかそういう機会がもてないのです。

司会 そういう場合、皆さんでしたら

どうします。

金子 グループ活動というものは家庭的な雰囲気大切なので、お花だけやるのではなく、そのために集まってくる人達で、お互いに人間を学びとるという気持ちが大切なのではないでしょうか。

司会 金子さんのいうのは、お花は中心テーマであつて、最後は人間的なものを一緒に学ぶといふことですね。

金子 人間的というところが、例えば、時間が余つた時は歌を歌うとか、話し合うとか。

司会 そうですね、活け花だから花だけ活けて終るといふのじゃなくて、先生が帰つてしまわれたあとにでも、「あやめつて、いい花ね、この花にはこんな思い出があるのよ」といふようにもつていてもいいし、俳句や短歌にしてもいいでしょう。そういうふうな仲間の良さをぐんぐん引き出すようなものをつつたらどうですか。他に何か。

若狭 僕たち、劣等感があつてなかなかしゃべり出せないのです。ところがあつた時、ハイキングの時間のこと、僕、大失敗したのです。それを皆がわんわん言つて、それが原因で皆うんと騒ぐようになり、それがきっかけで協力していうという氣になつてきました。現在、グループは百人位なのですが人数があまり多すぎると話し合ひはできないので、小グループでの話し合ひ、映画フォーラムなどをすると劣等感もなく話し合えるよ

うになるのです。

藤崎 僕の場合、会社の方で思想的なものに入つてゐるのではないかと心配して困つたことがあります。会の機関紙を見せたり、いろいろ話し合つたりして、やつと納得してもらいました。

若狭 主人の理解という点では、機関紙を主人たちにも見てもらうようにしたところ理解してくれて、「そんなに楽しみなら」といふことで、最近出してもらえようになつた人が多くなりました。それから会場探しには非常に悩んでいましたが、最近学校が借りられるようになって、なんとかなつてきました。

岸本 僕たちのところも、会場は学校を無料で貸していただいています。

*マンネリを打開するには

司会 先ほどから、あきがくる、マンネリになつてしまふ、というような問題が取り上げられていますが、その問題をどのようにして解決したか、ということを中心に、どなたからでも。

吉沢 一時は二、三人になつてしまつて、もうやめてしまおうかと思つたことがあります。でも、無理してでも続けていきたいと思ひまして、年二回の文化祭の機会を利用して、なるべく多くの人に作品をみてもらひ、興味をもってもらひようにしましたが、最近では手芸ブームも手伝つて多勢になりすぎてしまつたほどです。

岸本 人集めは、皆で集まつてポスタ

ルを書いて呼びかけたり、新聞の読者欄を利用するなど、また、友達を誘つてくるといふふうになっています。

大下 僕の方では、社会を明るくする運動の時、映画会をやり、その時、機関紙の中にハイキングの案内を入れて、ハイキングを兼ねての会員募集をしました。

大槻 青年ホームではよくフォークダンスをするのですが、これがつまらなくなつてくるのです。何故かといひますと、古い人がリーダーをやると同じ曲が長くつづく。また、クリスマスパーティーのことはなんですが、ちょうど、僕達の年はキャバレーとか、何かさういふものに好奇心をもつ、つまり、さういふ所のぞいてみたいという氣持もあるわけですから、そこで、ワインを少し出すとか、

コーヒール・トーストなどで会の雰囲気を変えるなどで、マンネリになるのを防ぐ、というふうになっています。それで、時には会費もかさむわけですが、単にお金を使わないということにこだわると、疑問に思ひます。

瀬川 僕達の方で講義が一月も続くと、同じリーダーばかりがやると工合が悪い。そこで、別の隊のリーダーをつれてきます。

岸本 ぼく達もフォークダンスをやるのですが、上手な人が先へ走つてしまふので、新しい人が入つて踊れない。それで次の会には来なくなつてしまふというわけですから、そこで、反省しまして、やっ

たあとで自己紹介しながら、その日の会についていろいろ話し合うようにしました。最近若干よくなってきました。

司会 終ったあと、反省する。これは大事なことです。ここが良かった、ここをこんな風にしたら、というような評価をしながらやると伸びるのです。

◇どんな活動がよるこばれるか

司会 それでは時間がないので、グループ活動をやりやすくするための条件についてはお出しした訳でもありませんが、ここで整理しながら進めていきたいと思えます。皆さんのグループの大きさ、メンバーの年齢・性別・職業などのちがいと、それに適した活動のプログラム、つまり、どんな活動がよるこばれるか、というような問題について。

大槻 女性にはお茶・お花がよるこばれますが、男性には会社での生活を充実するよるなもの、例えば経済教室などは喜ばれます。今の経験はどうなっているか、これからの経済はどうなるかというよるなことを経済の豊かな先生が話されると、非常に喜ばれます。それと、自分の職業の研究が非常に喜ばれますね。

司会 どういうものが取りあげられるのですか。

大槻 例えば、旋盤とかフライス盤というよるな機械について、自分達で研究してきたことを発表し合うのです。

中小企業の人達は自分の学んできたも

のを人に教えることは、なかなかしないのですが、皆で自分達の悩んでいることを話し合い悩みをなくすわけです。

司会 そうすると、教養・経済・職業といったことが喜ばれるわけですね。

鈴木 男の人には喜ばれますね。将来の独立など真剣に考えておられますから、経済のあり方など少しでも学んでおきたいということがありますね。独立問題でも仲間を作って預金などしています。

司会 堅いもの、研究発表なんか好まれるということは大変のぞましいことですが、それに問題はありますか。

岸本 僕達の話し合いの例会では、堅い話は全然受けつけないのですよ。苦しい話は全然受けつけないのですよ。

卓球大会なんかは大勢参加しますが。

若狭 僕達の方は遊ぶもの、ハイキングなんかやるとあまりよるこばれないのです。工場や新聞社の見学などよるこ集まれます。自分達の知らないものを知るとよるこびがあるのです。

それから、映画フォーラム、自分達と同じ悩みを画いたものをもって話し合うと、とことんまで話し合います。そして、今日はよかったね、といって帰ります。その気持を与えて帰すことが大切なのです。

大下 趣向を変えて向うへ行つてからオデンを作ったり、そんなことをすると喜んで参加します。

大槻 僕の方では、テーブルマナーを習っています。もう二回やったのです

が、何回やってもいいと言います。

藤崎 私の方は青年男女の交際についてなどという喜んでしまふのです。(笑)

司会 何か、自己の悩みを解決してくれるものが必要なのですね。

グループで喜ばれる活動は、皆で決めるということも大切なのですね。

◇機関紙について

司会 この辺で機関紙などの役割について聞かせて下さい。

大槻 機関紙とまでは行かないで、回覧ノートを回しています。ただ、これは始めが肝心なので、例えば、はじめの人が恋愛問題など書きますと、最初から最後まで恋愛になってしまふ。ですから、区切りをつけて、四冊同時に廻してそれぞれに適した傾向のものを書いてもらうというようにしています。

司会 それはいい方法ですね。

鈴木 うちの方は書かないのですよ。特に、入って間もない人に書いてもらうのに苦労します。

司会 そういう人に書かせる技術というのがありますか。

若狭 これは僕達非常に悩んでいるところ。書き易いものから書かせるために生活記録から取り組んでいくことにしています。

司会 身の回りのものから入っていい、これはいいことですね。

大槻 何でものせてやる。つまり、自

分のが掲載されたというところで、自信をつけてやるということが大切なのではないでしょうか。また、回覧ノートの良いところをぬき読みして、批評会のようなこともやっています。

司会 なるほど、自信をもなせたり、批評し合うということ、これらは皆大切なですね。

◇今後の発展策について

では、次に今後の発展策について伺いましょう。

大槻 僕のところは高年齢の人が多いため、どうして年少者を会員に入れるかについて考えたいと思っています。

岸本 僕はやはり若い人にどんな役についてもらうということを考えたいと思います。会の発展のためには、後継者を育てることが大切なのです。

司会 役に付けばいいではなくて、それを前の幹部が育てるといふことね。大下 地域の青年団体なり、隣接の青年団体と合同して指導部を作っていくかと思ひます。フォークダンス・話し方・音楽など、ある一つについて秀でた人を選んで、隣接の青年団体全部をその人がその専門について指導していくというよるな制度です。

司会 では、時間ですので、ききたいことはまだまだ沢山あるのですが、この辺で。みなさん、どうもありがとうございました。

松阪市福祉員会の活動

山川種雄

(三重県年少労働者福祉員)

昭和三十五年五月、七名の福祉員で年少労働者福祉員会を結成しました。その後約一年間は空白状態のまま過ぎてしまいました。なぜ、こういうことになったかと言いますと、福祉員活動の範囲が非常に広いにもかかわらず、資金的裏付けがないため、活動の母体が弱かったから

はないか、ということになり、福祉員も二四名に増員、早速、実態調査を担当してもらいました。二か月かかって調査し、ようやく五〇〇名しか把握できませんでしたが、この調査によって、年少労働者の定着状況が思ひのほか悪いこともわかりました。

そこで、この調査とともに幅広い福祉員活動をすすめるために、福祉員会を四部に分けました。福利厚生部・教育宣伝部・生活指導部・レクリエーション部の四部で、各部に部長・副部長・委員をおいて、それぞれ、活動計画の立案にあたってもらいました。

各部の活動は次のとおりです。

一 福利厚生部

まず「年少勤労者手帳」を発行しました。これが、これは年少者・事業主・福祉員を結びつけるために大切な役割を果たしています。手帳をつくるにあたって苦心したことは、年少者がこの手帳を持つことによって、どんな特典を得られるかということでした。そこで、理・美容、映画館入場料金の割引について、各関係者に交渉することにしました。

映画館入場料割引を考えたのは、さきの実態調査によると、休日には映画をみたい、という年少者の希望が非常に多かったことにあります。ところが、さて、市内の六映画館と交渉すると、私たちの方では、よい映画、教育的な映画のみにしたい意向なのに、映画館側では「映画

の良し悪しを云われるのは困るし、一番話し合いの場であると同時に、結果的に入場率の高い年少労働者に割引するのは福祉員会の財源ともなりました。営業上も困る。」ということ、なかなかこのほか、事業主対象の労務管理講習会、年少者のための教養講座等の開催も承諾が得られませんでした。

しかし、約四か月交渉をつづけて、やっと手帳をもって来た者だけに割引をするという了解を得ることができました。

このほか、風呂、理・美容等の割引についても各関係者に交渉をつづけています。なお、手帳には、向う三か年間の各自の成長を記録できるようにしたいと考えております。

手帳は毎年四月、就職の際交付式を行
なつて渡すことにしましたが、最初の交

付式は昨年七月二十九日、田村労働政務次官の御出席を得て行ないました。

手帳は、一冊五〇円として各事業主に負担してもらうことにしましたが、結局三〇円程でできましたので、その差額は福祉員活動の財源となっています。

二、教育宣传部

福祉員の仕事とか年少者や事業主の現状等を一般に知ってもらうことによってこそ福祉員の活動がしやすくなるということから新聞（機関紙）「若い芽」を発

行することになりました。年三回の予定で創刊号は三十七年三月、二号は七月、三号は十一月に発行しました。取材・写真集め・広告取り等すべて福祉員の無料奉仕です。印刷費等は広告収入でまかないました。が、八千円ほど赤字となっており、機関紙は、福祉員会の記録であり、

計画しています。

三、生活指導部
主として年少労働問題の苦情及び相談

の処理を行なっています。福祉員会事務局をはじめ、各福祉員の店頭（殆どの福祉員が商店主である）にはそれぞれ「青少年相談の家」という標札をにかけています。苦情及び相談ごとは、所属団体内のことについては他業種の適当な方に担当してもらっています。

四、レクリエーション部

つをやりたいという年少者の申し出をうけています。また、余暇善用のための施設の充実対策の一つとして、松阪にも勤労青少年ホームを作りたいと考えていま

續から決して不可能なことではないと思
います。

市の方でも最近年少者の問題をよく考
えており、我々福祉員としても商工会議

所を動かし、市を動かし、年少者を保護することに よつて企業を繁榮させようと思つています。また、福祉員がこうして福祉活動の潤滑油の役割を果たすことによつて、日本全体の生産性を高めるのに役立ちたいものと念願しています。

(松阪市・松阪洋服組合員)

(松阪市・松阪洋服組合員)

第四講 カウンセリングの技術(1)

カウンセリングの独立とその発達

前講のホーソリサーチの結果は、全く予想に反して、従来の適材適所や能率増進の概念の固定化と公式化が打ち破られたのである。そして理性とか知性とかに代えるに感情や情緒をもってきたことになる。従来の調査測定実験で突き当たった壁を遺憾なく破ったかの感がある。その後一九五四年、グラムとバリンスキーの「カウンセリングと心理学」は、現在行なわれているカウンセリングの草分けではなからうか。カウンセリングを真正面に受けてガイダンスにとつて代わるものとして立ちあがったものである。

カウンセリング技術十講

国家として、もっとも高価な資源は公民である。この資源の発展を期することが、何よりも先に考慮されなければならない。それに人間である以上誰でも問題をもってゐる。カウンセリングは、これらの諸問題の解決を援助する企てである。生活のどの部門でも問題はあつたが、カウンセリングは、個人の一生を通じての継続過程である。

このカウンセリングの目的は個人が十分に家庭や社会や職業に適応し、そして

個人的にはバランスのとれた生活をし、社会的には個人として最大の分担を尽し得るよう援助することである。このようになんかからなりたっている社会は、もつとも平和的であり、民主的であり、生産的であるという。このことは性格の適応と同様に職業適応にも関係をもつてくるのである。そしてカウンセリングの内容

4

雄 久 上 畔

容を、職業的、教育的および性格的の三部門にわけて評論し、高唱したのである。あくまでも両氏はカウンセリングを国家的、社会的、職業的見地にたつて、個人の確立を期そうとしたところに特色があるようである。

次に翌一九五五年、ハーンとマクリーンの「カウンセリングサイコロジ」が公にされ、ここで初めてガイダンスとカウンセリングサイコロジとが一元化されてきたようである。心理学の部門である応用心理学の中のカウンセリングが体系化され、しかも、このことによって心理学が清新の気運をみなぎらしてきたという感じである。思えば一九五〇年アメリカの教育学会の一部として、一般臨床カウンセリングが初めて生ま

れ、その後いろいろと迂余曲折を経て流転してきたが、その度毎に内容がゆたかになり、ここに一元化されたカウンセリングサイコロジが生まれたのである。従来のカウンセリングは単なるソーシャルサービスの一つに過ぎなかった。その後発展して、大学や研究所のテーマとして職業選択・結婚相談・家族適応など、その必要性は拡大されて、教育的の外、社会的、職業的、財政的、宗教的……とひろがってきたのである。

このようにして、複雑な社会相の混乱を救うことに関し、カウンセリングサイコロジの建設と研究は一大運動となつたようである。理論家はその研究に没頭し、実践家はその実践的效果をあげることに腐心してきた。この関係は医学と医術のように密接不可分である。それに従来の特殊化、専門化がむしろインテグレートされる方向に動いてきたことも注目されてよい。

以上のように両氏はカウンセリングの学問的独立性に大きな役割を果たしたのであるが、それにも増してカウンセリングの内容を豊富にし、技術原理に深く開拓の鍬を入れた功績は大きい。両氏はカウンセリングサイコロジの性格として次のように意味づけている。

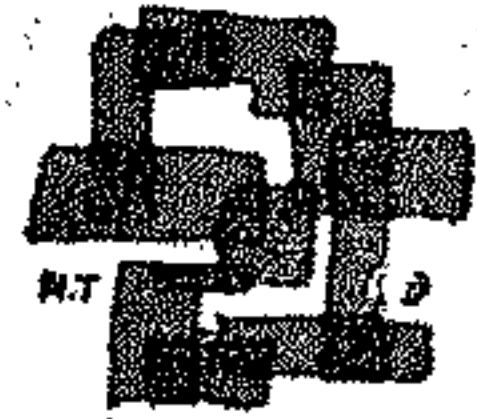
臨床的あるいは心理学的カウンセリングは、ひとりではどうにもならない問題に苦しめられている個人と、訓練と経験

とをもつ専門家との間に、一対一の関係におかれていくプロセスである。カウンセリングの第一目的は、個人を助けることである。その個人とは、自己満足と自己統制のために、いろいろの内部的困難性を打開しようとしてゐるか、あるいは改善しようとして援助を求めている場合である。クライアント(来談者)は、自分の新しい知覚により自分の問題を見透して、行動を一層満足なものにし、社会的に受け入れられるように変えるのである。その性格の著しい特徴をあげれば次のようになる。

1. カウンセリングは専門臨床サービスである。クライアントの行動類型は非常に複雑かつ流動的に変化するから、きびしく統制された実験的研究も従来のやり方ではあまり意味がない。多種類の臨床ワーカーが必要である。医者・精神病学者・精神分析者・社会ケースワーカー・再建カウンセラー、個人的困難や家庭的葛藤のケースをとり扱う法律家、また、孤児・未成年者・寡婦の問題をとり扱う判事も必要となる。

社会福祉施設・病院・法廷・軍隊・小学・中学・高校・大学・その他の教育サービスにたずさわる必要も生ずるから、特別の訓練によって十分な知識・洞察力・技術を体得し、また多くの心理学的道具と技術の範囲で豊かな経験をもつことが必要である。

(この項は毎号につづく)



電気機械器具製造業における年 少労働者の労働実態について

(資) (料) (室)

電気機械器具製造業は、昭和三〇年以降とくに技術を中心とする生産部門の機械化、合理化により、急激に生産の上昇がみられている。特に輸出総額に対する電気機械の輸出は昭和二九年の一・四%から昭和三五年度の六・八%へと大きく増加している。

これらの電気機械器具製造業においては、その作業の分化による労働の単純化にともない年少労働者の労働者数に占める割合は次第に高まり、産業計では年少労働者数は労働者総数の七・四%であるが、電気機械器具製造業における割合は一四・八%とほぼ二倍にのぼっている。

婦人少年局では昨三十七年七月、多数の年少者が働いている電気機械器具製造業（主として軽電気関係産業）の労働条件・労働環境・福祉施設の状況、その他の労働実態についての調査を実施した。

調査は、全国九都府県における年少労働者、二、一九四人、九四事業所を対象として、九都府県の婦人少年室をつうじ実施した。その結果の概要は次のとおりである。

第1表 産業分類別、企業規模別、事業所数(%)

産業別 区分		総 数	器具製造業 民生用電気機械	同関連機械器具 通信用機械器具	製造業 電子管・半導体	電子管・半導体	電気計測器製造業
計		100.0	27.9	49.7	5.7	16.7	
規模別	500人以上	100.0	37.1	50.0	12.9	—	
	100~499人	100.0	41.0	46.2	2.5	10.3	
	30~99人	100.0	22.4	51.0	6.2	20.4	

第2表 男女別・仕事別・規模別新中卒の初任給賃金

項目	計	男		女	
		事務	生産労働	事務	生産労働
計	8,660円	8,869円	8,815円	8,802円	8,384円
500人以上	8,602	8,586	8,609	8,587	8,523
100~499人	8,614	8,776	8,654	8,626	8,487
30~99人	8,694	9,045	8,904	9,042	8,308

昭和37年6月1日~30日の1か月分現金支給額の平均額
(一事業所当たり)

る(第1表)。

また、年次別に年少労働者数の推移をみると、三三年四月末を一〇〇とする大企業の三五年四月には三六〇、三七年四月末にはさらにその二倍に増加している。中企業では三五年四月には二九八で約三倍となり、その後はかえって減少している。また小企業は、その増加の割合は低いかなだかな上昇を示している。

これらの年少労働者を職種別にみると、男女共に「組立工」が最も多く、男では総数の四二・二%、女は六四・六%で、ついで「その他」、以下男は「プレス工」「手仕上工」「旋盤工」「捲線工」、女は「捲線工」「プレス工」等の順となっているが、「その他」を除きいずれも一〇%に満たない。

(2) 求職状況

求人に対する就職者の割合は大企業で九六・三%、中企業で四七・九%、小企業四三・三%で、求人難が規模が小さくなるほどはげしいのがみられる。

(3) 労働時間および休日等

労働時間をみると、大企業は七時間四五・七%が最も多くなっており、八時間労働は一・二%に過ぎないが、中小企業では八時間労働が最も多く、中企業四四・一%、小企業八六・六%を占めている。休日、調査事業所の九九・八%が週休制を実施している。また年次有給休暇および生理休暇についてみると、大企業ではめぐまれた休暇制度によってその福祉がはかられているが、これに反し小企業では有給休暇を特に定めていないもの一七%、生理休暇を設けていないもの四六・三%となっている。

(4) 賃金
事業所の賃金階級の分布をみると、男女共六千円未満のものから二万円以上の賃金まで広いひろがりをもっている。男女共に大企業では、八千円~一万円のところ集中しており五四%を示している。また中小企業では八千円~一万円のところ山がみられる。さらに新中卒のもの初任給賃金をみると、生産労働の男子では大企業よりむしろ中小企業の方がやや高い賃金を示しているが、女子では大企業よりも小企業の方がやや下まわっている(第2表)。

(5) 進学者処遇の状況
大企業では事業所内に教育訓練所または実務訓練所等が設けられている関係もあって、定時制進学は必ずしも事業所に歓迎されていないが、中小企業では、早退を認めるとか、退社時間を調整する

第3表 規模別定時制卒業の履歴および訓練所修了の履歴を認めているか否か別事業所数 (％)

区 分		項 目	総 数	定時制卒業の 履歴			訓練所修了の 履歴		
				認めて いる	認めて いない	不 明	認めて いる	認めて いない	不 明
計			100.0	82.4	11.5	6.1	62.5	18.1	19.4
規模別	500人以上		100.0	25.9	74.1	—	14.7	85.3	—
	100～499人		100.0	88.2	7.7	4.1	75.4	19.2	5.4
	30～99人		100.0	84.7	8.1	7.2	61.4	12.6	26.0

第4表 規模別、採用初期の指導方法別事業所数 (％)

区 分		採 用 期 間 の 項 目 初 指 導	総 数	会 社 の 概 況 説 明	作 業 の 概 要 説 明	職 場 規 律 の 説 明	工 場 見 学	関 係 者 の 紹 介	そ の 他	な し	不 明
計			100.0	75.7	76.6	72.2	61.4	53.6	25.3	6.2	5.5
規 模 別	500人以上		100.0	93.1	93.1	93.1	93.1	82.8	56.9	—	6.9
	100~499人		100.0	88.7	87.1	87.1	80.8	72.5	21.9	—	8.3
	30~99人		100.0	69.6	71.5	65.2	51.9	44.5	24.2	8.9	4.4

等、進学に便宜を与えている傾向がある。(第4表)。

(四) 年少労働者の配置と配置転換

定時制高校の卒業生や訓練所修了者にはその資格を認め、賃金・待遇等に配慮しているのが目立つが、大企業で定時制卒業の履歴を「認めている」が二五・九％、「いない」が七四・一％、また訓練所修了の履歴を「認めている」が一四・七％、「いない」が八五・三％である。中小企業では逆に約九〇％が認めている、訓練所の修了についても認めている事業所は中企業で七五・四％、小企業で六一・四％となっている(第3表)。

次に配置転換については「している」が大企業で四五・四％、中企業で七四・

(六) 労働管理上の留意点
(イ) 採用初期の指導
大・中・小企業とも採用初期における指導に力を入れていく。特に「会社の概況説明」「作業の概要説明」「職場規律の説明」「工場見学」関係者の紹介その他、なし、不明は六・九％、八・三％、四・四％となっている。

(ロ) 雇用主の年少労働者についての意見
大企業の雇用主の意見としては、
○一般に教育が放任されているので家庭で教育に対する関心をもってほしい。
○社会人としての意識と勤労意欲に欠けていて協力的でない。
○目上の人に対して非礼である。
○田舎から来た子供達は都会の急激な刺激を受けるので指導のやり方がむずかしい。
等が目立ち、また一方、
○仕事が合理的で能率がよい。
等という事業所も若干あった。
また中・小企業の雇用主の意見としては次のようなものがあった。
○権利は主張するが義務履行が乏しい。
○考えがはっきりしてよいが、自由をはきちがえ自分本位の考え方が強い。
○低賃金のため移動が多く、遅刻・無断欠勤を軽く考えているが、積極的な点はよい。

特に小企業では次の意見がみられた。
○求人難で程度の比較的低い者がかなりあるのに、劣等感を抱かせないよう健全育成につとめている。

二、年少労働者の実態

(1) 年少労働者の規模別、年齢別構成その他

まず年齢別構成は「七歳が四一％と一番多く、一六歳が三二・七％、一五歳のもは二七・五％となっている。また規模別では大企業に働く年少者は全体の年少者の五八・六％、中企業では二六・九％、つぎに小企業の一四・五％である。次にこれを男女別に見ると女子六七・一％、男子三二・九％となっている。さらに産業別にみると、民生用電気機械器具製造業に一八％、通信用機械器具・同関連機械器具製造業に六六％、電子管・半導体素子製造業に一一％、また電気計測器製造業に五％の年少労働者が働いている。

(2) 雇用時の身分と勤続年数

雇用の際の身分は「見習」「臨時雇」が六七％で、一方「本採用」となるものは三一・九％にすぎないが、現在(調査時)では大部分の年少労働者は本採用(八九％)となっており、臨時雇・見習は一〇・四％であり、勤続一年未満では本採用は八〇・八％、二年未満では九六・二％、三年未満では九九％が本採用となっている。

つぎに勤続年数別にみると、勤続三ヵ月未満のものは三一・五％、一年未満は六・

第5表 規模別、勤続年数階層別年少労働者数 (%)

区分		期間別	總数	3か月未	3か月満	6か月未	6か月満	1年未	1年満	2年未	2年満	2年以上	不明
				満	満	満	満	満	満	満	満	満	
計			100.0	2.2	31.5	11.5	26.3	24.2	4.6				
規模別	500人以上		100.0	1.4	25.5	12.5	26.8	26.5	7.3				
	100~499人		100.0	3.0	38.3	12.3	23.8	22.5	0.1				
	30~99人		100.0	3.8	43.1	4.0	29.5	17.8	1.8				

第6表 規模別、仕事の内容別年少労働者数 (%)

職 種 別	区 分	総 数	写 真 工	郵 書 工	旋 盤 工	プ レ ス	板 金 工	鍍 金 工	接 線 工	手 仕 上	組 立 工	検 査 工	修 理 工	調 整 工	ハン ダ 工	包 装 工	配 線 工	管 理 ・ 事 務	そ の 他	不 明
計		100.0	1.0	1.2	3.8	6.3	1.4	3.3	13.3	8.0	38.7	9.7	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	1.8	6.8	2.7
規模別																				
500人以上		100.0	1.6	0.6	2.1	6.9	0.6	4.3	10.3	6.9	42.8	10.6	0.6	—	0.4	0.4	—	2.0	6.3	3.6
100~499人		100.0	0.1	2.3	2.8	6.1	3.4	1.9	13.5	7.1	34.4	11.2	0.6	1.5	0.5	0.4	1.0	1.2	11.1	0.9
30~99人		100.0	—	1.4	12.4	4.4	0.9	1.9	25.5	14.4	29.9	3.0	0.5	—	—	—	—	2.1	1.2	2.4

未満のもの二六・三%、
ついで二年以上のものは
二四・二%となっている
(第5表)。

(3) 年少労働者の仕事
の内容
一番多いのは「組立工」
の三八・七%、ついで
「接線工」一三・三%、
「検査工」九・七%、「手
仕上工」八・三%となっ
ている。その他「プレス
工」「管理・事務」「郵

書工」「写真工」「鍍金工」
「修理工」など広い分野に働い
ているのがみられる(第6表)。

(4) 労働時間と休日

年少者は休日「ある」と
答えたものは九六・六%で、
六月中の休日回数は月四回が
一番多く九・五%とほとん
どすべてで、これを昭和三四
年に婦人少年局の行なった年
少労働者余暇状況調査結果に
くらべると、本調査の方が上
まわっている。

年少労働者の労働時間を規
模別にみると、五〇〇人以上
の企業では七時間労働のもの
が過半数をしめているが、三
〇人~九九人の企業では八時
間のものが圧倒的に多い(八
五%)のが目立っているが、
なかには労働時間が長くなっ
ているのが知られる。

(5) 賃金の支出

賃金については事業所の実
態のところで述べたので、こ
こでは支出額についてのべよ
う。

支出中一番額の大きいのは
「家への送金(入金)」で賃金
の二三・八%平均(二、〇一
〇円)で、次に雑費が賃金の
一七・一%(一、四四六円)、

ついで貯金が一二・三%(一、〇三九円)
みられ、学費は月当たり二三五円、その
他月賦・返済金が目立ち、男女別では
「家への送金」「雑費」には差はみられ
ないが、貯金・衣服費・食費の占める割
合は女子の方が上まわっている。

(6) 進学の状況

就学していると答えているものは年少
労働者の二九・八%みられるが、その内
訳をみると「定時制高校」の就学が一番
多く六二・四%で、これについて「和洋
裁・タイプ・料理・美容・珠算等」が二
六・一%、「通信教育」二・五%、「職業・
技能訓練」が二・四%となっている。ま
た進学の動機を聞くと「昇進のために必
要である」が一番多
く四九・一%、「教
養のため」が二七・
三%、「勉強が好き
だから」が一九・八
%となっている。

(7) 作業に対する感想

就業当初に痛感し
たことは「何んとな
く疲れた」「気づかれ
した」「対人関係で疲
れた」等の精神的疲
労をうったえるも
の、つぎに「騒音」
「温度があつい」さ

らに「肩がこる」「眼がつかれる」「足がだ
るい」等の肉体的疲労があると答えたも
のがみられる(第7表)。

また現在の仕事に満足しているか否か
についてみると「どちらとも言えない」
と答えたものが一番多く四五・四%、「満
足していない」ものが三〇・二%、つぎ
に「満足している」と答えたものは二四
・四%みられる。「満足していない」も
の内容は「給料が安い」「仕事の内容に
不満をもっている」「上役の無理解」「勤
務時間が長い」等で、規模の小さい事業
所ほど、上役の無理解、福利厚生施設の
不備、勤務時間に関して不満をうったえ
るものが多くみられる。

さらに仕事の安定感についてみると、
「将来性があるので続けたい」と答えた
ものは規模の大きくなるほど安定感をも
っていることが知られる。

(8) 職場について希望すること

希望については、冷暖房装置の設置
(二七・六%)、配置転換の希望(二二・
九%)、騒音に関するもの(七・七%)が
見られ、上司・同僚との関係について
は、皆よい人ばかりで楽しい、と答えた
もの(一四・一%)のほか、上司の仲が
うまくゆかない(一三・九%)、上司の
態度が悪い(一三・四%)、話し合うチ
ャンスを持ちたい(一一・二%)等がみ
られ、その他として厚生施設の完備(二
六・八%)、労働時間の短縮(一五・五
%)、給料が安い(一六・三%)等が目

第7表 就職当時最初に感じたこと等、作業に関する感想 (%)

総 数	疲 勞 精 神 的 な	疲 勞 肉 体 的 な	照 明 に 関 する こ と	全 身 的 な 疲 勞	温 度	湿 度	騒 音	そ の 他	別 に な し	不 明
100.0	42.4	22.4	8.6	16.5	23.0	4.5	32.7	3.1	5.2	7.0

立っている。

(9) 困った時の「相談相手」と「友人」の有無

困った時、「相談相手がある」と答えたものは、年少労働者の八三%にのぼるが一七%のものは全く相談相手をもっていない。特に年少者にとって人生の大切な時期にあるだけに相談相手の有無はその人の人格構成に大きな影響がある。まず仕事上の困った事では、同僚を相手とするもの、ついで事業所の各長等の上司に相談するものが多くみられる。また、私生活上のことでは、男子では母二〇・二%、父一四・五%、友人一三・八%、女子では母二八・二%、友人一七・九%、姉一〇・一%の順になっている。また、友人があるものは男子八七・六%、女子九三・八%の多きにのぼっている。

(10) 就職した動機と相談した人

これは学校の紹介、職業安定所、その他人のすすめによるものが、就職の動機としては一番多く五四・六%あり、ついで事業所の将来性、安定性、労働条件等の諸要件を吟味して就職したもの一二%、また、年少者自身で電気関係が好きとか、電気関係の技術を身につけたい、また通勤・通学に便利などの動機から就職したものは二二%みられる。

最後に「就職の時に相談した人」では「父母」が一・三%で一番多く、つぎは「先生」の四九%で、そのほかに兄、姉、知人等が少数みられる。

労組婦人の問題点

婦人労働懇談会より



婦人少年局では、例年全国組織をもつ労働組合の上部団体にあつて、婦人対策関係の仕事に携つておられる方々にお集まりいただき、当面する婦人労働問題について懇談を願ひ、婦人労働行政をすすめる上の参考にしていきますが、今年女子事務職員員の調査結果の報告をかねて、三月五日にこの会を開催しました。

今回は、最近の急速な経済の高度成長に伴い、産業界が婦人の労働力に期待する度合いが大きくなっており、従つて、職業能力や労働意欲を向上させることが要請されている折でもあるので、その背景となる職場の婦人に対する機会均等の問題点やその実情などを中心に、自由に話し合つていただきました。

次に本懇談会で話合われたことのあらましを御紹介します。

先ず職場の現状について雇用の面、昇進昇格・教育訓練などについて次のような発言があり、男女機会の不均等が各組合内部の問題として、それぞれの立場から対策が考えられていることがうかがわれました。

1 採用について

女子は大学出を採用せず、高校卒を採用する。仕事はキーパンチャー・接遇など単純な内容のものが多く、女子は低い賃金でより効果をあげるといふ目的で雇っている。(通運関係)

採用の場合、身分差があり、男子は準社員、又は本社員で、終身雇用を目標に採用されるが、女子は臨時でしか雇われない。従つて、同一事業所の中で男子のみが組合員で、女子は非組合員のため、女子の待遇について、労働協約で結ばない悩みをもつところもある。(建設関係)

企業は投資と利潤の関係で採用を考えるから、使用者は投資効果により、男子を雇うか女子を雇うかを決めることになり、女子は早く回転するということになるが、採用のポイントとなつていふところがある。(電話関係)

2 賃金について

婦少局の調査(注、女子事務職員実態調査)によれば、初任給の男女差は少ないが、調査対象外となつた小企業を含めたら、初任給の男女差はもっと多いと思う。労基法四条の規定はあつても、男女同一賃金の抜け道はたくさんあるので、男女同一賃金実現のための教育を婦人少年局に願ひたい。(A連合体)

職務給になれば、男女差がなくなるといふがG製薬の場合、女子の職務は評価において最下位におかれてしまった。またY製薬においても職務給を採りいれてはいるが、初任給から何らかの差があり、これについて使用者側では仕事が違うからと逃げてしまふ。どうなると労基法四条は意味がなくなつてしまふ。(化学関係)

女子の仕事は単純作業ではあるが、それがなければ事業が成立つてゆかないといふ基幹労働が多いので、女子の単純労働の評価を高めなければならない。(保険関係)

使用者は女子は結婚するとやめるからという口実で、男女差をつけていたが、最近結婚しても働く婦人が増えて来ているので、女子自身の意識の高揚と、結婚しても勤められる雰囲気を作ることが必要である。(食品関係)

婦人労働者の意識の問題と雇用政策の問題とは明確に分けなければならない。婦人の意識を作るのが先か、それとも女子に不利な雇用政策に対決してゆくべきか。女子の職場が広まつてゆく面は、パンチャーのような単純作業の限られた面であり、若年・低賃金で労働価値は極めて低いところである。従つて女子の雇用問題については、採用から退職まで総合的に考えなければならないと思う。(電話関係)

以上の発言に対し、婦人労働課長は次

のような主旨のことを述べました。

「初任給から男女差があることは、資料（注、婦人労働の実情）からもうかがえる。

正当な職務分析による職務評価がなされなければ同一労働同一賃金の実現は難しい。要は女子の単純労働をいかに評価するかということが問題になってくる。

現在、使用者が主体となって職務給の研究が行なわれているが、正しい評価をするには、労働者が職務分析の段階から参加して、使用者の考えばかりできめないうようにしてゆかなければならないと思う。

また、女子の職場内の教育の不足から男子と同一価値の労働をすることが難しい点もあるので、女子にも職業に必要な教育訓練をすすめていく必要がある。

女子の仕事や教育訓練が男女同一賃金・昇進昇格などの均等をもたらすために重要であるので、一昨年の研究会議では賃金の差別だけでなく、教育を含めて均等待遇を促進していく必要があることが討議された。その結果、昨年は職業に対する教育訓練をとりあげ、さらに今年は教育以外に昇進昇格等の機会均等について研究をすすめることに引きつづき啓蒙活動を行なうことを考えている。

男女同一賃金については、一昨年の研究会議の折、労・使・学識者・婦人団体の方々にアンケートをお願いしたが、その結果は、賛成者は多数だったが、その理由をみると賛成者・反対者ともその主

旨について正しく理解されていないことが明らかとなった。特に、母性保護が同一労働・同一賃金を妨げていると考えている人が多かった。

3 女子の職場における教育訓練

このように賃金や昇進昇格に影響をもつ教育訓練の実情について、主な発言を拾ってみますと次のようなものでした。

技術革新に伴って必要となる職業教育は、役付の区別によりなされておらず、そのうなると女子には該当者がなく、女子が伸びなやみになる。（通運関係）

女子の教育は入社時に行なうだけで、その後は特にやっておらず、日々の仕事に教育となつていく。常に男女同等に扱ってゆくという考えが必要であろう。

（化学関係）

婦人の職場として確立されている職場では、女子の専門分野の訓練がなされているが、他の職場では女子は補助作業をさせられ、特別の訓練はしない。（電話関係）

女子は能力がないからと採用から差をつけられ、また職場教育も差別されている。これをどのように突き破ってゆくか、その対策を考えている。賃金の問題は、男女同一の教育がなされなければ解決出来ないし、この問題が解決しなければ、婦人労働者の数は増えても、婦人の地位向上にはならないので、男女の教育均等を労使の協議でしなければならぬ

と思っている。（B連合体）

このほか、中小企業の婦人労働者の職場教育をどうするか、また、年齢の高くなった人の再教育などについて、国が職業訓練制度の拡充をはかるべきではないかとの意見も出されました。

4 昇進昇格

従業員の大部分が婦人である職場にもかかわらず、婦人の地位は低く、管理職は男子ばかりで、婦人には昇進の道が閉ざされているので、婦人も管理職につける機会を得るよう組合として努力している。（商業関係）

仕事や教育との関連で、婦人はその能力を十分生かされないために、昇進昇格に男女差が出ている、労基法には、同一賃金の規定はあるが、女子がどんな職場にも入れるという昇進をはばむことができないような法的規定はできないか。（通運関係）

5 その他

最近キーパンチャーになり手がなくなってきた。特別手当を出しても来る人がなく困っている。（保険関係）

最近、既婚労働者が多くなつたが、さき頃米沢の機業地に行った折、子供が機械の中に遊んでいる状況だった。保育施設など労働者のための福祉施設を地域単位に考えてほしい。（繊維関係）

官庁で何か基準を作る場合には、労働

組合も含めて協議してほしい。（電話・繊維関係）

各職場の十年選手を集めて実態を聞く会など効果があると思うので是非そのようなことを婦人少年局で企画してほしい（繊維）など、若年労働力不足の傾向や、既婚婦人労働者の増加に伴う保育施設の問題、婦人少年局への要望など活発な意見が出されましたが、福祉施設について婦人労働課長から次のように実情説明がありました。

「女子労働者の密集している地域には、婦人の福祉センター（働く婦人の家）を設けており、その中に子供をあずける施設も出来ている。

使用者も最近この問題に関心を持ちはじめているので、労組の方々もこのような施設をつくる気運に御協力願いたい。」

【前号訂正】

四号24ページ一段の終りから9行目（キーパンチャーのタッチ数について）

「欧米では、一万五千タッチ」は「二万二千タッチ」の誤りにつき訂正いたします。

（編集部）

婦人界のうごき

(三月一日～四月一日)

(三月)

二〇日 日本婦人有権者同盟は二〇日、東京の婦選会館で各党の婦人対策をきく会を開いた。講師は自民党婦人局長紅露みつ氏、日本社会党婦人対策委員長長高田なほ子氏、民社党婦人対策委員長長本島百合子氏、日本共産党婦人部副部長坪田豊次氏で、同盟会員のほか各政党婦人部関係者、婦人団体等からも参加があった。

二四日 日本女性同盟の総会が東京の参議院会館で開かれ、本年度の運動方針等を決定した。なお、理事長にはこれまでどおり藤間身加栄氏が決定。

二六日 全国婦人相談員連絡協議会の第三年次総会が東京都社会事業協議会講堂で開かれ、今年度の運動目標として①婦人保護予算の獲得、②ザル法の目をふさぎ、逆行をそ止、③転落防止対策の強化、④婦人相談員の身分の確立を決定した。また、「人づくり」の母体である婦人福祉のため、公娼制度復活のムードをたたき、法改正をすすめ、保護対策の強化に努力すること」が決議された。会長には西村好江氏が三選された。

二六、七日 全国地域婦人団体連絡協議会の第七回全国地域婦人団体指導者研

修会が、二六、七日の両日、東京芝公園の東京婦人児童館で開かれ、「国土美化運動」と「消費者運動のとりくみ方」について話し合いを行なった。

(四月)

一日 「戦没者の妻に対する特別給付金の支給に関する法律」が四月一日から施行された。給付金は日華事変以後に戦傷病死した軍人軍属及び準軍属の妻で、四月一日現在、死亡または再婚していないものに対して、額面二〇万円の記名国債を渡し、これを原則として一〇年間に均等償還するというものである。第一回の支給は本年一〇月三日である。

一日 厚生省医務局に看護課が復活した。看護課は二三年七月に発足、三一年三月に廃止されていたが、この四月一日に再発足することになったもので、課長には永野貞氏が就任した。

一日 この四月に入學する高等学校一年生から、教育内容が大きく変わることとなった。これは三五年一〇月に告示された学習指導改訂にもとづくもので、必修科目を従来の三九単位から、普通課程では男子七四単位、女子七六単位、職業課程では五二単位へと大幅に増加させた。とくに増加されたのは理科・数学であるが、このほか、従来は選択科目であった外国語・芸術も必修となり、女子の家庭科四単位も必修になった。また、普通科・職業教育を

主とする学科など進路に応じた類型が設けられた。

一日 一八名からなるカナダのYWCA会員旅行団が来日した。一行は日本のキリスト教女子青年会々員との話し合いを通じて両国民の理解を深める目的で来日したもので、一週間にわたり、旅行団と、同数の日本キリスト教女子青年会々員とセミナーを行なった。とりあげられた問題は次の諸点である。「双方の文化的背景の理解」、「大きく変革しつつある家族のあり方、その中の婦人の役割の再認識」、「職場における今日の婦人の地位と役割の自覚」、「キリスト教国(カナダ)における、非キリスト教国(日本)における、キリスト教の問題とキリスト者の責任」、「平和について」。なお、この一行は後記の婦人週間の中央行事、全国婦人会議の総会も傍聴した。

七日 西独の保健大臣エリザベート・シユアルツハウプト女史は一〇日から開催の第一五回婦人週間の特別来賓として労働大臣に招待され来日、婦人週間の諸行事に参加、また、保健問題についての日本の実情視察等も行ない、一七日帰国。

八、九日 第四回全国婦人の集い(実行委員長船山登美氏)が東京茗荷谷の拓大茗荷谷ホールで、八、九の両日、開かれた。この集いは第十五回婦人週間の行事として開催されたもので、中心ス

ローガンは「みんなて話し合おう、行動しよう、住みよい社会をさずくために」というもので、第一日には松下正寿氏の講演、分科会討議などが行なわれ、第二日には交流会、分科会総括報告、模擬国会、決議ならびに宣言などが行なわれた。分科会のテーマは、①労働条件と職場環境、②技術革新と婦人労働者、③新しい時代の人間関係、④母性保護のために、⑤地方自治と私たちの暮らし、⑥消費生活と明るい生活設計、⑦都市を公害から守るために、⑧学校教育と制度、⑨健全な子供を育てるために等の項目であった。

一〇日 労働省主催の第一五回婦人週間は四月一〇から一週間、全国的に実施されたが、今回は「婦人が社会的良心を生かし育てて、明るい社会を築くよう努力する」というテーマ、「みんなの社会的良心が住みよいあすを築く」というスローガンによって行なわれた。週間中の中心行事である第一回全国婦人会議は「社会的良心と婦人の役わりについて」を主題に、一〇日、一三日の四日間東京で開催された。例年のように全国から六〇名の会議員が参加、四部会に分かれて話し合いを行なった。なお、各県でも婦人少年室主催の地方婦人会議をはじめ多様な行事が展開された。

就業規則について

法に反する規定がある場合は？

多数の労働者が働いている事業場には、労働者が就業上守るべき規律や労働時間・賃金等労働条件に関する具体的細目等を定めた就業規則がありますが、今回はこの就業規則について説明します。

就業規則は、常時十人以上の労働者を使用する使用者は必ず作成しなければなりません。そして一定の事項（たとえば、始業・終業の時刻、休憩時間、休日・賃金の計算の方法、賃金の支払の時期、退職に関する事項については必ず規定しなければならぬことになっていま

す（労働基準法第八十九条）。

ところで使用者は、作成した就業規則を労働基準監督署に届け出なければなりませんし、また、既に届出済みである就業規則を変更した場合においても同様です。このいずれの場合も、届出をする前に、労働組合または労働者の代表者に意見を聴かなければなりません（労働基準法第九十条）。これは、就業規則の作成・変更が、使用者の一方的意思によって行なわれないように、労働者に団体意思を反映できる機会を与えて、労使

対等の原則（同法第二条）を貫くこととして

このように労働者の意見を聴いて、その意見を記した書面を添付して労働基準監督署に届出をするのですが、それでは就業規則はいつから有効に成立するのでしょうか。特に定めのない場合は、使用者が就業規則として内部意思の確定をしたときからと解すべきでしょう。

これに対しては、反対説として、就業規則の周知の手続（同法第六十二条）をとったときであるとする説もありますが、最高裁は、「たとえ労働基準法第六十二条の周知手続を欠いたとしても、これがため罰則の適用問題を生ずるのは格別、そのため就業規則自体の効力を否定する理由とはならないものと解するを相当とする。」（昭二七、朝日新聞仮処分上告事件）と述べております。また「就業規則の労働基準監督署への届出は、監督の便宜のためのものであって届出自体は就業規則の効力要件と解すべきではない。」とする京都地裁の判決もあります（昭二四、京都市雇用関係確認請求事件）。

さて、就業規則に、「生理休暇は、二日を超えては与えない。」「機械操作員については、男子は五〇〇円、女子は三〇〇円の手当を支給する。」等労働基準法に反する規定が制定された場合、その規定は有効でしょうか無効でしょうか。

（参考）生理休暇については、「生理日の長短およびその難易は各人によって異なるものであり女子労働者すべてに妥当する客観的な一般基準は定められない。したがって、就業規則その他により生理休暇の日数を限定することは許されない。ただし、有給の生理休暇の日数を定めておくことは、それ以上休暇を与えることが明らかにされていなければ差し支えない。」とする通ちゅうがあります。（昭二三、五、五、基発第六八二号）。

また、男女同一賃金の原則については、労働基準法第四条に、使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをし得ない（昭二二、五、五、基発第九二二条第一項）と規定されています。就業規則は、その部分については当然に無効と考えられます。したがって、労働者は、設例のような就業規則があっても、生理日の就業が著しく困難であれば、三日以上以上の生理休暇を請求することができ、また、機械操作員の手当の支給についても、男女の差をなくすことを請求することもできるわけです。

しかし、労働基準法に反する規定があっても、実際に具体的な違反の事実が生じなければ、労働基準法違反とはいえません。すなわち、罰則の適用はありません。これについては通ちゅうが出ており、「就業規則に労働基準法第四条に反する規定（労働者が女子であることを理由として賃金に不当な差別的取扱いをすること）があっても、現実に行為がなされておらず、賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定は無効であるが、労働基準法第四条違反とはいえない。」（昭二三、二、二、五、基収第四二八号）とされています。とすると、どのような労働基準法に反する就業規則の規定については、行政官庁は何らの処置もとれないのでしょうか。労働基準法第九十二条は、行政官庁は、「法令に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。」と規定して、その無効な就業規則が事実上行なわれるのを防止しています。ただ、就業規則の変更命令が出されても、それだけでその就業規則が変更されたわけではなく、変更命令は、その就業規則を法令に抵触しないように変更すべき義務を使用者に課したにとどまり、使用者が変更の手続をとって始めて変更されたことになるわけです。

なお、労働基準法にはこの外、就業規則は労働協約に反してはならないこと、労働協約に反する就業規則についても、労働基準監督署は変更命令を出すことができ、使用者が個々の労働者との間に締結する労働契約で、就業規則で定める基準に達しない労働条件を定めても、その条項は無効であることなどの規定がありますが、これらの点については、別の機会に説明しましょう。（婦人労働課）

婦 人 労 働 関 係 資 料 の 紹 介

定 期 刊 行 物 (昭和38年3月受入れ)			
資 料 名	巻 号	発 行 所	主 要 目 次
海外労働経済月報	12-12	労働統計調査部	○アメリカ：地域再開発法に基づく職業訓練の進捗状況
信公労働	3月号	官業労働研究所	○アメリカ：1962年人力開発及び訓練に関する法律
職業指導	1963年3月	日本職業指導協会	○春闘をめぐる情勢とその展望
繊維労働	112	全織同盟	○中小企業の動向と雇用の近況
総評	1963年3月	総 評	○昭和37年3月高等学校卒業者の卒業後の状況
全労	1963年3月	全 労	○全織傘下各組合の特定休日の現状
日労研資料	4月	"	○特集1, 春闘の問題点に答える
"	566	日本労働研究所	○特集2, 春闘の中の諸闘争初任給上昇の背景とその実態
"	567	"	○週休2日は進む
"	568	"	○合理化問題とその対策
"	569	"	○春闘の賃金問題と賃金決定の機構(金子)
福利厚生	397	労務研究所	○新規学卒者の職業紹介と初任給調査付表
労政時報	1696	労務行政研究所	○昭和37年度労働組合基本調査結果
"	1697	"	○年少労働の現状
"	1698	"	○アメリカからみた日本の労働事情と賃金
"	別冊	"	○職務給の実施状況調査
労働科学	39-3	労働科学研究所	○新規学卒者の初任給
労働の化学	18-3	"	○賃上げ団交の考え方進め方
労働週報	1093	産業労働調査所	○職務給の実施状況調査
"	1094	"	○附加価値生産性と労働分配率の関係
"	1095	"	○不当労働行為の類型と実例
"	1096	"	○キーパンチャーの作業条件と労務管理
"	1097	"	○入社前教育の実施とモデル例
労働法令通信	16-7	労働法令協会	○接遇と執務に関する学卒新入社員心得の事例
"	16-8	"	○時短実施に問題を投げる二つの事例
"	16-9	"	○社外工はどのように管理されているか
労働問題	4月号	日本評論新社	○セメント業の社外工の実態と組合の対策方針
アメリカの労働問題	1963年3月	米国大使館文化交換局	○繊維産業における臨時工の実態とその対策
日本労働協会雑誌	"	日本労働協会	○最近の退職金の支給形式とモデル退職金
財経詳報	481	財経詳報社	○賃金改訂と退職金の関係および制定傾向
International Labor Review	86-6	I L O	○年間労働判例命令要旨集
"	87-1	"	○単純な手の運動の制御機構の分析
Japan Labor Bulletin	2-3	国際労働課	○現下の賃金問題とその周辺
The Labor Gazette	62-12	カナダ	○賃金構造と労働組合
International trade union news	15mar 1963	自由労連	○出版労働者の賃金実態
			○石油産業各社の平均ベース、年齢別賃金
			○職務給、職能給の実施に関する概況
			○生産性と賃金
			○愛知県におけるモデル賃金と職階別賃金Ⅰ
			○愛知県におけるモデル賃金と職階別賃金Ⅱ
			○中小企業における産業別退職金事情
			○モデル賃金の実例
			○失業保険法の改正法律案要綱なる
			○キーパンチャーの作業管理に労働省通牒
			○最近におけるキーパンチャーの労働条件
			○注目される八幡製鉄の新労働協約
			○今国会提出の労働厚生関係法律案
			○ストライキの戦略と戦術
			○写真ストーリー：アメリカ炭鉱労働者—今と昔—
			○現段階における臨時工問題
			○37年における賃金雇用労働時間の動向
			○New Pension Scheme for Nursig Personnel in Norway
			○Trade, Wages and Employment in Textiles
			○Employment Prospects of Children and Young People in the Near and middle East
			○Strong Demand for New Graduates Trend
			○The Labor Ministry's 1963 Policy
			○Meeting Manpower Challenge of the 1960's
			○Employment and Unemployment
			○Employment Conditions of African Women
			○World meeting of women trade unionists in Vienna

女子の就業者数と完全失業者数

(1963年1月)

一人一か月平均現金給与総額

(1963年1月)

産 業	女 子	男 子	男女計の割合	女子の割合	女子の年齢別構成率	女子の年齢別構成率
就 業 者	万人 1,592	万人 2,618	% 37.8	% 26.2	% - 55	% - 55
自 営 業 者	232	652	26.2	26.2	15	15
家 族 従 業 者	600	233	72.0	72.0	55	55
雇 用 者	758	1,731	30.5	30.5	14	14
農 林 業	8	24	25.0	25.0	0	0
漁業、水産養殖業	3	13	18.8	18.8	3	3
鉱 業	4	40	9.1	9.1	2	2
建設業	31	170	15.4	15.4	5	5
製造業	288	612	32.0	32.0	13	13
卸小売、金融保険、不動産業	193	295	39.5	39.5	12	12
運輸通信、電気、ガス、水道業	28	238	10.5	10.5	3	3
サービス業務	182	212	46.3	46.3	1	1
公 務	21	126	14.2	14.2	1	1
完 全 失 業 者	21	26	43.8	43.8	- 4	- 4

産 業 別	女 子	男 子	男子に対する女子の割合
総 数	円 13,820	円 29,811	% 46.4
鉱 業	11,905	29,652	40.1
建設業	11,604	25,797	45.0
製造業	12,277	28,668	42.8
卸売業	15,583	31,048	50.2
小売業	19,298	38,920	49.6
金融業	15,224	36,284	42.0
不動産業	18,343	32,053	57.2
運輸業	20,895	37,165	56.2
通信業			
電気、ガス、水道業			

「註」 数字はすべて調査結果の実数に推定乗率を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字は中の内訳の合計に必ずしも一致しない。

—総理府統計局労働力調査—

—労働省労働統計調査部

毎月勤労統計調査—

婦人少年局ニュース

○第十五回婦人週間実施

婦人少年局では、婦人が、社会的良心を生かし育て、明るい社会生活を築くよう努力することをテーマに、四月十日から十六日まで、第十五回婦人週間を全国的に実施した。

○第十一回全国婦人会議開催

婦人少年局では、第十五回婦人週間の中央行事として、第十一回全国婦人会議を開催した。(本文5ページ参照)

○ドイツ連邦共和国連邦保健大臣の来日

労働大臣が婦人週間にあたり特別来賓として招待したドイツ連邦共和国連邦保健大臣ドクター・エリザベート・シュヴァルツハウプト女史は四月七日来日され、全国婦人会議に出席し、その総会で講演を行なった。その後大阪・広島でそれぞれ会合をもち、十七日帰国した。

○全国婦人少年室長会議開催

五月七、八の両日にわたり、労働省八階大会議室において、全国婦人少年室長会議が開催された。七日は労働大臣、政務・事務各次官、婦人少年局長の挨拶、各課長より所管事項の説明があり活発な意見の交換がなされた。八日午前には、労働統計調査部長大宮五郎氏の「労働経済の動向について」及び、労政局労働組合課長渡辺健二氏の「最近の労働情勢について」の講演があり、午後は各課所管業務の打合わせがあり、有意義に二日間

の会議を終了した。

○婦人少年局人事移動

(岩手婦人少年室)

労働事務官

原 葉子

辞職を承認する

(四月十五日付)

小林 勝子

岩手婦人少年室に採用する

(高知労働基準局)

労働事務官

斎藤 満津子

高知婦人少年室に就任させる

(四月十六日付)

二こらんになりましたか二

(年少労働課関係)

○電気機械器具製造業における年少労働者の労働実態調査

—年少労働調査資料第五一集—

(婦人課関係)

○婦人の現状(各論)

—婦人関係一般資料第53号—

婦人と年少者

第十一巻第五号

通巻百十二号

定価 六十円 千六円

編集人 久 米 愛

発行人 平林たい子

印刷人 網 野 栄

発行所 婦人少年協会

電話九段(33)九五九七

振替口座東京一〇七九一四

うぶ声あげて十五年

日本法令様式販売所は、昭和23年創立 이래、皆様のかかわぬご支援をいただきて順調に歩み続けてまいりました。「便利な法令様式」を作って売るだけでなく、官庁と民間の架け橋となって、法律の普及と事務の合理化に今後とも努めてまいりたい——と念願いたしております。よろしくご愛顧のほどをお願い申し上げます。



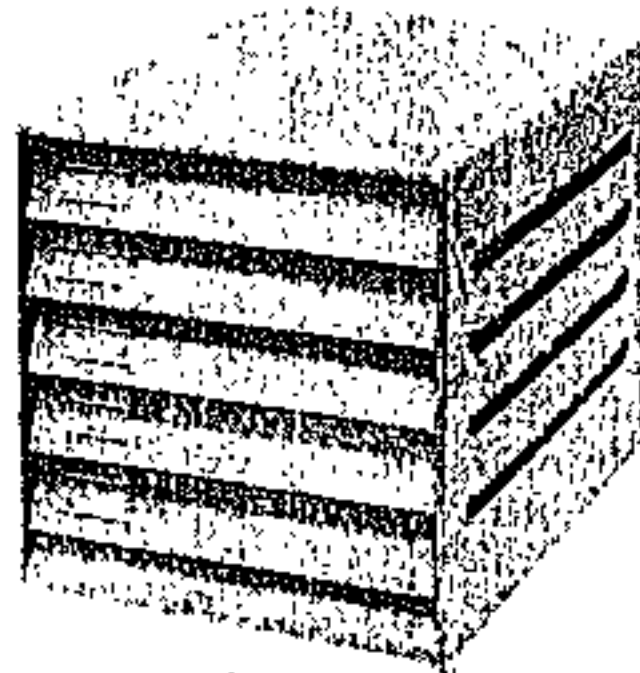
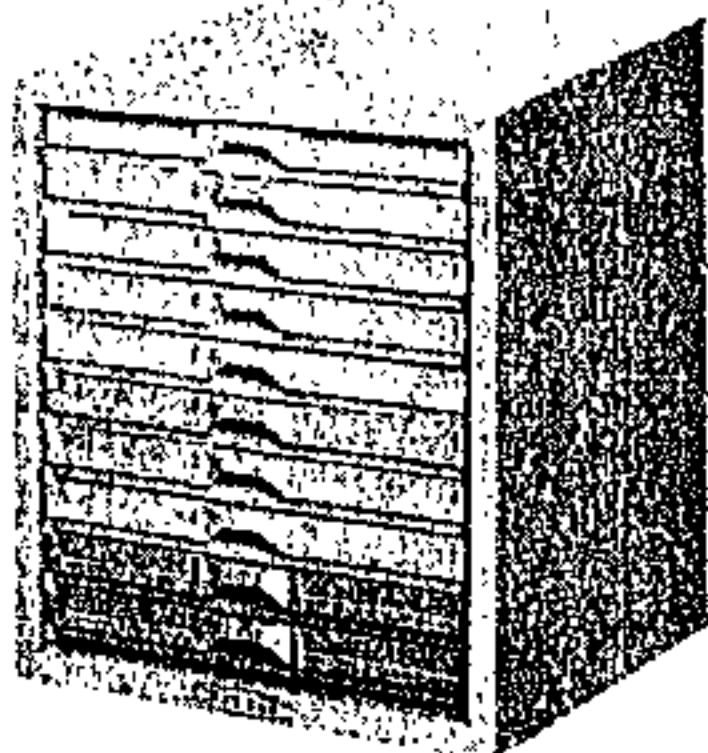
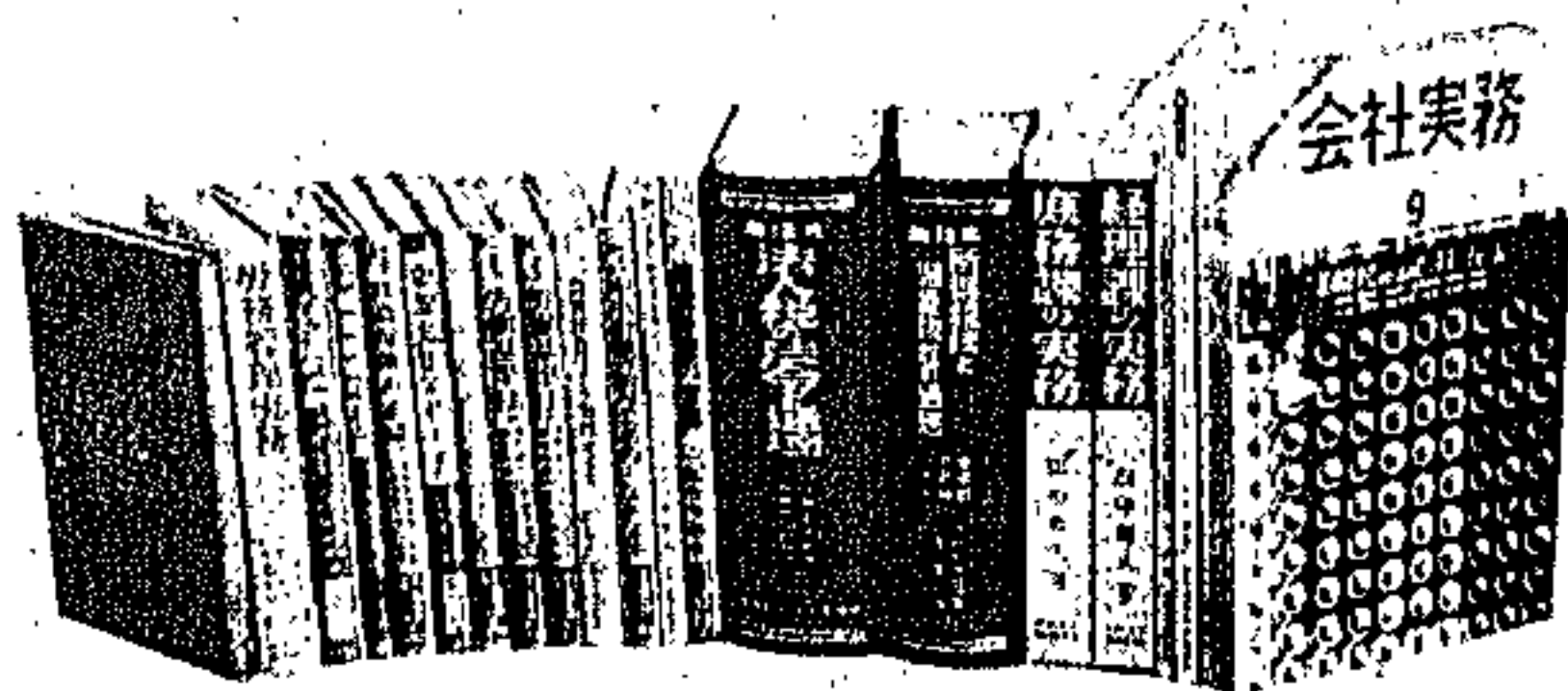
会社／工場／商店で必要な

●税務署 ●社会保険 ●監督署 ●安定所 **届け用紙**

日本法令の届け用紙は、諸税法、労働基準法、社会保険法を中心に、600余種の法令様式をとりそろえ、一カ所で何んでも間に合う便利な窓口として、その都度関係のお役所に出向く手間を省きます

税務・労務 実務解説書 月刊会社実務

日本法令の実務書は、複雑な届け出が誰方にも簡単にできるよう、むずかしい法の手続きを、わかりやすい説明と実例・図解で親切に編集されています



コンビネット レターケース

- 日本法令のカラーコンビネットは明るい4色のプラスチック製引出しで、何種類もの書類、伝票などを能率よく分類・整理します
- 日本法令のレターケースは、ムダのないスマートなデザインでご好評をいただいております



日本法令様式販売所

本社 東京都千代田区神田富山町26 (251)9371

大阪支店 大阪市福島区上福島北3の111 (451)1973

福岡営業所 福岡市下東町17

(2) 6300